

久喜市緑の基本計画(案)

令和7年3月

久喜市



KUKI

City

第1章 緑の基本計画について	2
1.1 緑の基本計画の概要	3
1.2 都市における緑の機能	4
1.3 計画策定のポイント	5
第2章 久喜市の緑に関する特性と課題	6
2.1 本市の概況	7
2.2 本市を取り巻く緑の状況	12
2.3 緑に関する市民意向等	23
2.4 前回計画の取組・目標達成状況	26
2.5 計画策定に向けての課題	30
第3章 基本理念と将来像	31
3.1 基本理念	32
3.2 水と緑の将来像	33
3.3 基本方針	36
3.4 計画目標	38
第4章 緑地の保全と緑化の推進に向けた施策展開	39
4.1 施策展開の考え方	40
4.2 方針別の施策展開	41
4.3 重点施策	50
第5章 計画の推進に向けて	55
5.1 推進体制	56
5.2 計画の進行管理	56

第1章 緑の基本計画について

- 1.1 緑の基本計画の概要
- 1.2 都市における緑の機能
- 1.3 計画策定のポイント



1.1 緑の基本計画の概要

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条第1項に基づき「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、定める計画です。

本計画では、本市の区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、主に以下の2点を定めることが重要であり、必要に応じてその他の事項を定めるものとします。

【計画に盛り込むことが重要な項目】

- ① 緑地の保全及び緑化の目標
- ② 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

(2) 対象となる緑

本計画で対象とする「緑」は、都市緑地法で定義される「緑地」及び「緑化空間」とします。

【都市緑地法第3条第1項】

「この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。」

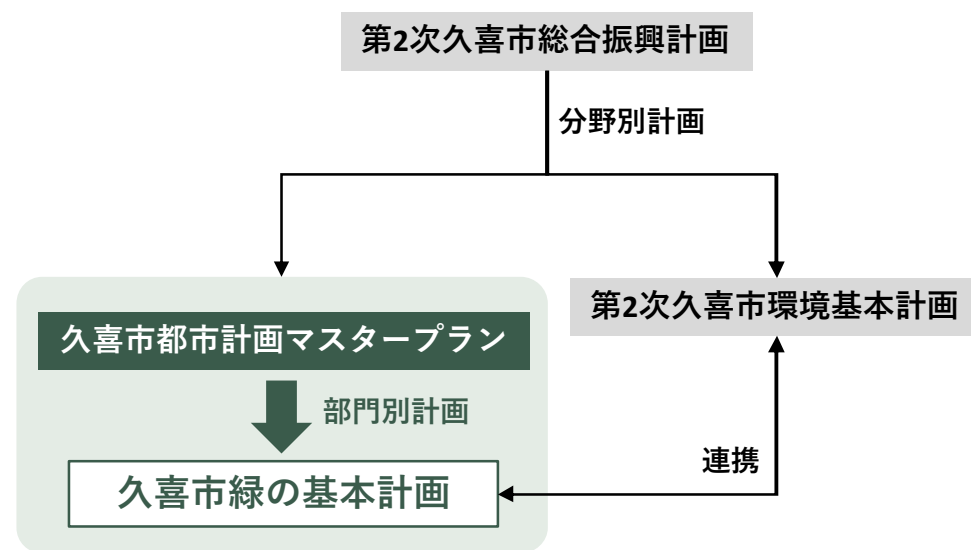
(3) 計画改策定の目的

本計画は、平成26年度に策定された「久喜市緑の基本計画」で位置づけられた目標や取組を検証しつつ、都市緑地法の改正や社会情勢を踏まえ、新たに策定するものです。

(4) 計画の位置づけ

本計画は、「第2次久喜市総合振興計画」、「久喜市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、「久喜市都市計画マスタープラン」で位置づけられる基本理念「市民の力で魅力ある文化田園都市づくり」を具体化する部門別計画の1つとなっています。また、「第2次久喜市環境基本計画」を関連計画とし、施策や取組において連携を図っていきます。

計画の策定に当たっては、環境・教育など関連する計画との整合を図るとともに、公募市民による市民ワークショップやアンケート調査、パブリックコメントの市民参加により計画策定を進めました。



■ 緑の基本計画の位置づけ

(5) 計画期間

計画期間は令和7年度から令和16年度までの10年間とし、水と緑のまちづくりを具体的に進めていきます。

1.2 都市における緑の機能

都市における緑は、適正な保全、整備、管理を行うことが必要であり、「緑の基本計画ハンドブック」では、以下のとおり記載されています。

■本市における多様な緑

①人と自然が共生する都市環境を確保することができる。

- 樹木等の植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象等により悪化する都市気象や騒音、振動の緩和等の機能を有し、また、都市内の樹林地や河川等の水辺地は、野生生物の生育地・生息地として生態系を構成し、郊外からの清涼な風を都市に送り込む風の道を形成するなど、緑の機能の適切な配置により、人と自然が共生する都市環境を形成することができる。

②災害防止、避難地、救援活動拠点などの機能により、都市の安全を確保できる。

- 大地震や大災害の発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点等として多様な機能をもつことから、緑を適切に確保することにより都市の安全性・防災性を高めることができる。

③多様な四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成する。

- 緑は地域の気候、風土に応じて特徴的である多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、次世代を担う子供達の感受性を育み、国民生活にゆとりと潤いをもたらすことができる。
- 緑は我が国の固有の文化や歴史等と深く関わっており、緑を適切にいかすことにより個性と魅力ある地域づくりを進めることができる。

④緑の持つ多様な機能の活用により、変化に対応した潤いのある生活空間を確保できる。

- 自由時間の増大、価値観の多様化、交通体系の発展等に伴い、国民のレクリエーション活動は多様化、高度化、広域化している。また、都市化の進展、少子・高齢化等に伴い、自然とのふれあい志向、健康への関心、コミュニティ意識が高まるなどレクリエーション需要は変化しつつある。
- 緑の持つ多様な機能を活用することにより、経済社会や国民のレクリエーション需要の変化に対応した緑豊かで質の高い生活空間を確保することができる。



清福寺の大イチョウ



齋藤家屋敷林



街路樹



久喜菖蒲公園



栗橋内池保全地区



青毛堀川



鷲宮神社



水田環境

1.3 計画策定のポイント

前回計画の策定時から法改正や社会情勢の変化が生じているため、以下の点に留意して計画を策定していく必要があります。

(1) 主な法改正

■都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年5月12日公布)

民間活力を最大限生かして、緑地・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法が改正されました。

国土交通省

都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年5月12日公布)

民間活力を最大限生かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法等6つの法律を改正

<p>都市公園の再生・活性化 【都市公園法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市公園で保育所等の設置を可能に(国家戦略特区特別の一歩推進化) ○民間事業者による公共施設型の取組施設の設置管理制度的創設 <ul style="list-style-type: none"> -収益施設(カフェ、レストラン等)の設置管理者を民間事業者から公益施設管理者に転換 -設置管理許可期間の延伸(10年→20年)、更新率の緩和等 -民間事業者が広場整備等の公開リニューアルを併せて実施 <ul style="list-style-type: none"> 【事例】広場等の整備に対する民間委託(千葉県) 広場等の整備に対する民間委託 ○公園内の付帯事業に係る設置管理許可期間の延伸(10年→20年) ○公園の活性化に関する協議会の設置 	<p>緑地・広場の創出 【都市緑地法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> -市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定 <ul style="list-style-type: none"> 【例】新設認可制度の創設(千葉県) 施設整備等に対する認可 ○緑の強い手として民間主体を推進する制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> -緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を通じた委託 	<p>都市緑地の保全・活用 【都市緑地法、都市公園法等、公園法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で下げ得る(300㎡を下限) 【例】(仮)仮行の暫行特例措置 ○生産緑地地区内で直売所、農業レストラン等の設置を可能に <ul style="list-style-type: none"> 【事例】直売所・レストランの設置による地域活性化 ○新たな用途地域の種類として田園住居地域を創設 <ul style="list-style-type: none"> 【地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制】
---	--	---

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

- 市区町村が策定する「緑の基本計画」(緑のマスタープラン)の記載事項を拡充【都市緑地法】
- 都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み

出典:都市緑地法改正のポイント(国土交通省)

(2) 社会情勢の変化

■SDGs(持続可能な開発目標)への対応

「持続可能な開発目標(SDGs)」として、すべての人が平和と豊かさを楽しむようにすることを目指す普遍的な行動が必要とされています。

■生物多様性への配慮

都市において、宅地化などにより、多様な生物が生息・生育できる空間が減少していることから、自然環境の保全や生態系ネットワークの形成を図るなど、豊かな自然環境との共生したまちづくりが求められています。

■グリーンインフラの推進

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組であり、それらの対応が求められています。

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

従来から自然環境が持つ機能を活用し、防災・減災、地域振興、環境保全に取り組んできた

グリーンインフラで守る

令和元年東日本台風時に、公園と一体となった遊水地が鶴見川の水を貯留し災害を防止するなど、気候変動に伴う災害の激甚・頻発化への対応に貢献

グリーンインフラで繋ぐ

SDGs、ESG投資への関心が高まる中、人材や民間投資を呼び込むイノベーティブで魅力的な都市空間の形成に貢献

グリーンインフラで呼び込む

グリーンインフラは、植物の生育・発芽とともに機能を発揮。地域住民が計画から維持管理まで参加できる取組

グリーンインフラの活用により、防災・減災、国土強靱化、新たな生活様式、SDGsに貢献する持続可能で魅力ある社会の実現を目指す

【事例】コトブキ橋を契機として、自然豊かなゆとりある環境で健康に暮らすことのできる生活空間の形成が一層図られている

【事例】オープンスペースを活用した健康イベント(東京都立川市)

【事例】緑や水が豊かなオフィス空間の形成(東京都千代田区)

【事例】地域住民による緑地の維持管理(千葉県京都市)

出典:グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設について(国土交通省)

■カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味しています。緑については、温室効果ガスの吸収作用の強化への対応が求められています。

第2章 久喜市の緑に関する特性と課題

- 2.1 本市の概況
- 2.2 本市を取り巻く緑の状況
- 2.3 緑に関する市民意向等
- 2.4 前回計画の取組・目標達成状況
- 2.5 計画策定に向けての課題

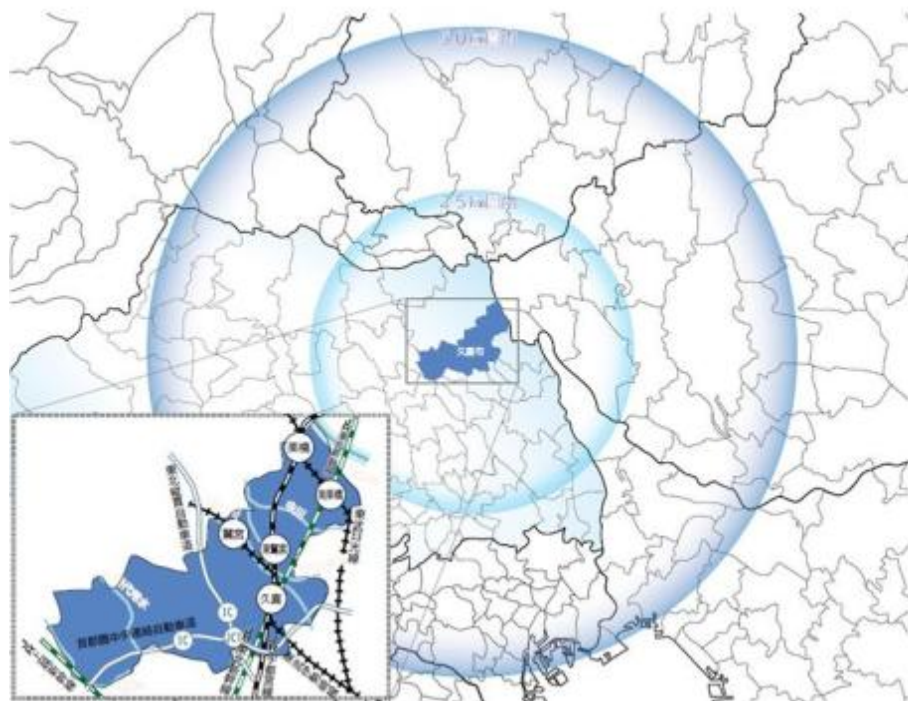


2.1 本市の概況

(1) 位置・概況

本市は、関東平野のほぼ中央にあたる埼玉県東北部に位置し、都心まで50km圏内に位置します。面積は82.41km²、市域は東西約15.6km、南北約13.2kmとなっています。

地形はおおむね平坦で、やや西高東低の緩やかな勾配をなしており、国内では希少な河畔砂丘等の微高地があります。また、利根川、中川、青毛堀川、元荒川、葛西用水路、見沼代用水といった多くの河川等に恵まれています。



■本市の位置

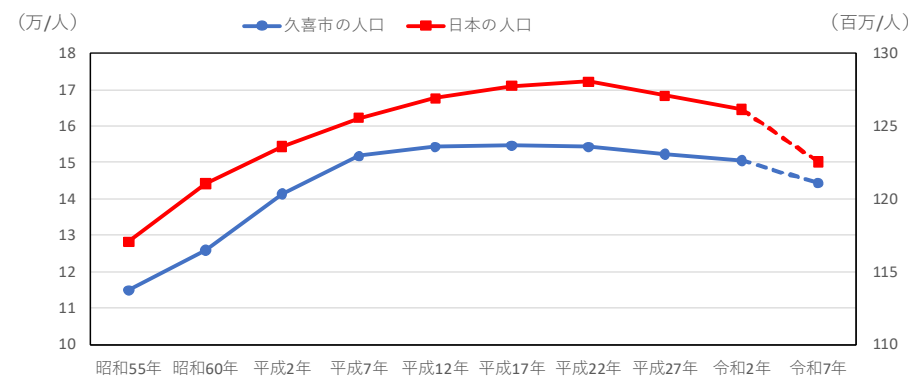
出典：「第2次久喜市総合振興計画」(久喜市、令和5年3月)

(2) 人口・人口密度

令和2年国勢調査における本市の人口は150,582人であり、平成17年までは増加傾向でしたが、それ以降は緩やかな減少傾向となっています。

人口密度を見ると、久喜地区、栗橋地区、鷲宮地区とも駅を中心とした市街地について人口密度が高くなっています。

一方、菖蒲地区の市街地について、人口密度が低い状況です。

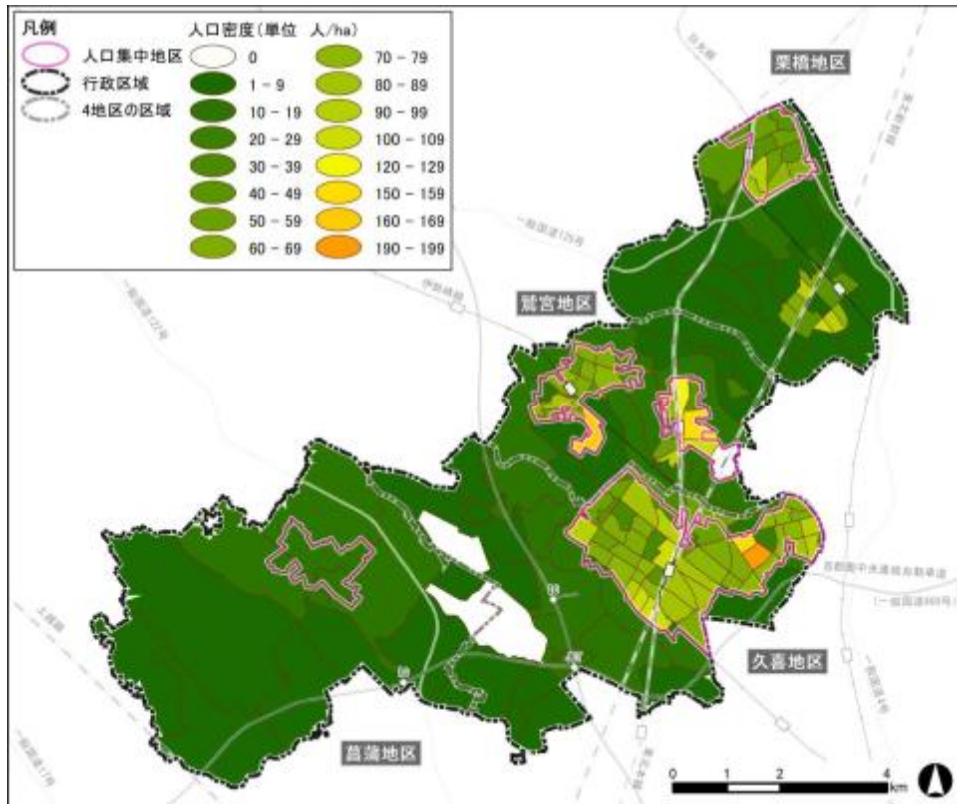


■本市と日本の人口の推移(国勢調査)

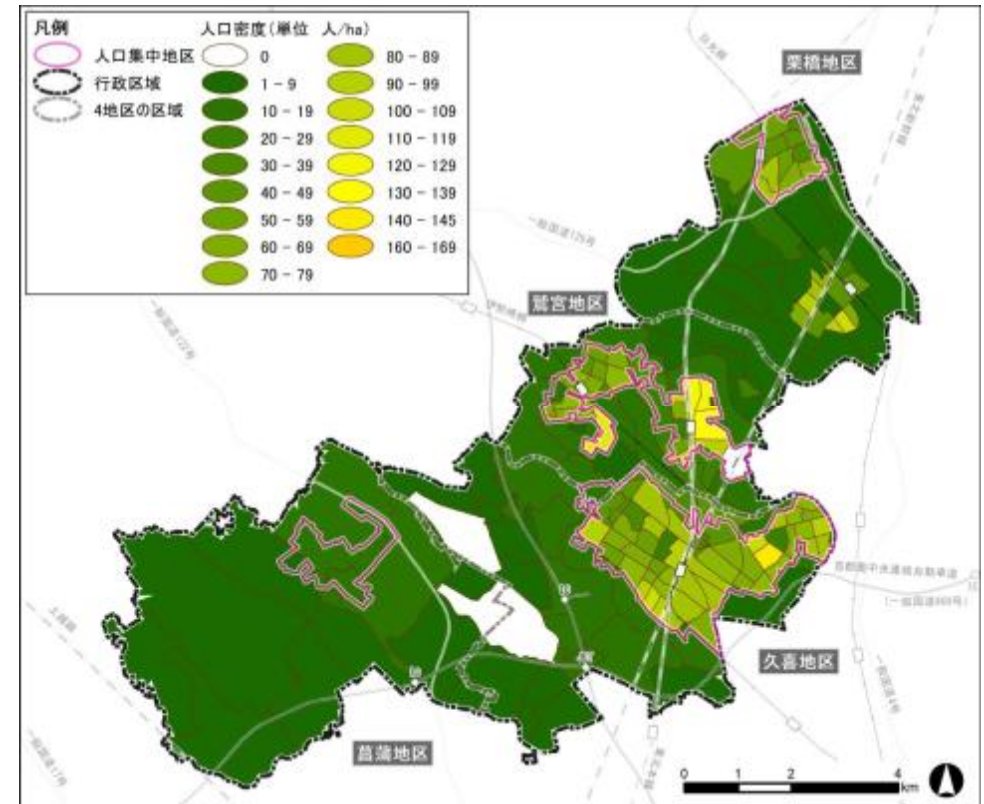
出典：「統計ダッシュボード」(総務省統計局)

※昭和55年～平成17年は旧菖蒲町、旧栗橋町、旧鷲宮町との合算値である。
 ※各年10月1日現在の数値である。

※点線は国立社会保障・人口問題研究所の推計値「日本の地域別将来推計人口(令和7年推計値)」



■人口密度(国勢調査)(平成22年度)



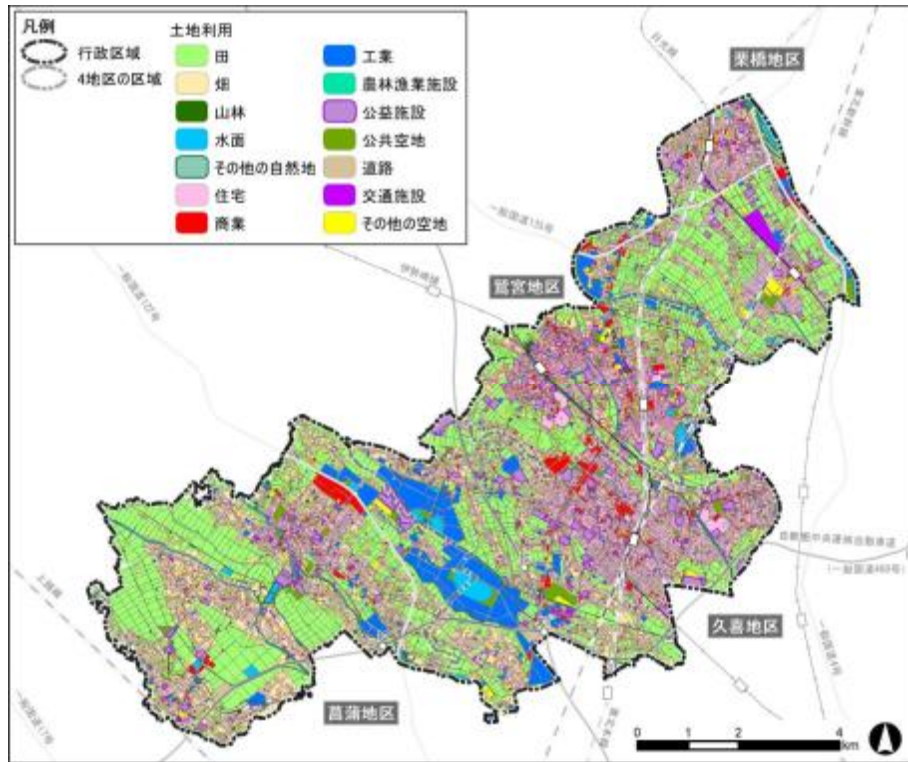
■人口密度(国勢調査)(令和2年度)

出典: 人口は「令和4年度・平成24年度統計くき」(久喜市)の「丁目・大字別住民基本台帳登録人口」面積、人口集中地区は「政府統計の総合窓口」(総務省統計局)の「統計地理情報システム」

(3) 土地利用

本市の土地利用を見ると鉄道駅や幹線道路沿いに商業・業務地区が集積し、その周りに低層住宅を中心とした住宅地が広がっています。

また、これらの住宅地を取り囲むように田や畑などの農地が広がっていると同時に、昭和沼、清久大池付近はまとまった工業用地となっています。



■土地利用現況

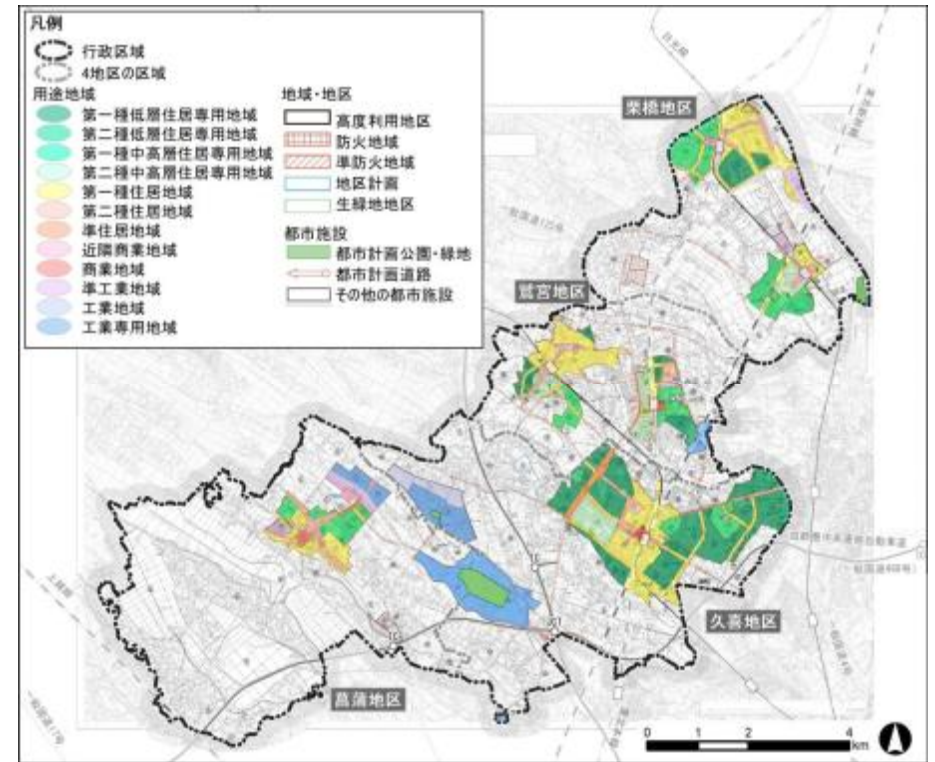
出典:「都市計画基礎調査」(埼玉県、令和2年)を基に作成

(4) まちづくり

1) 都市計画の指定状況

本市では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域を都市計画で定めています。

また、市街化区域内には、住居系、商業系、工業系の用途地域が指定されています。本市の用途地域の指定状況は以下に示すとおりです。

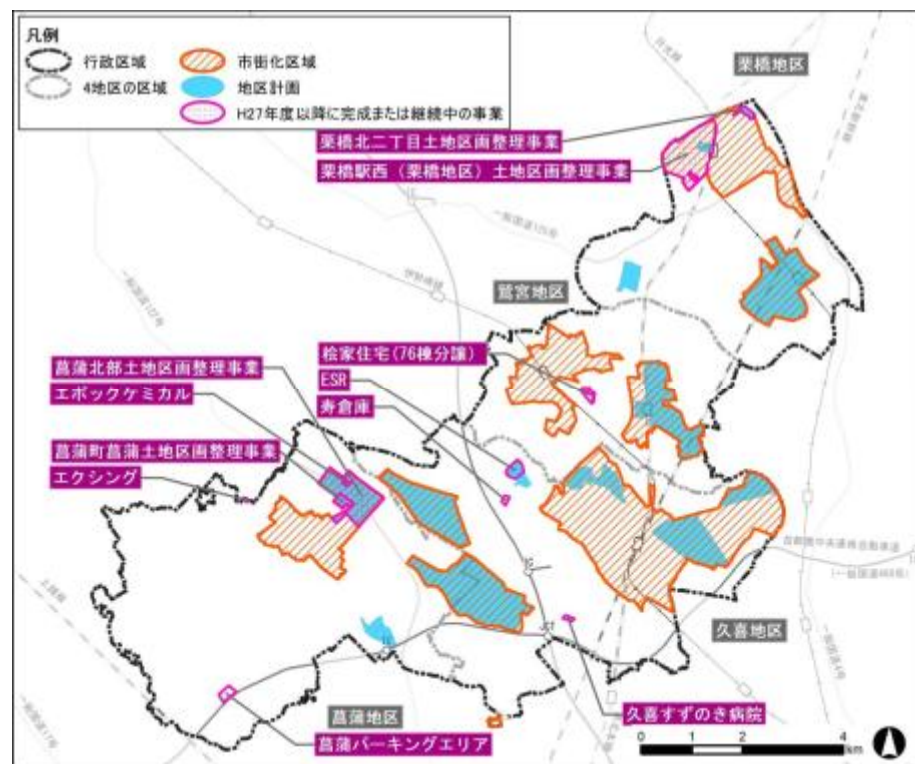


■都市計画の指定状況

出典:「都市計画図」(久喜市、令和5年9月)を基に作成

2) 市街地開発事業等※の状況

本市の市街地開発事業等の状況を見ると、平成27年以降では、久喜地区において病院や物流施設が整備されています。また、菖蒲地区では、商業施設の建築等を目的とした土地区画整理事業が完了したほか、栗橋地区では、利根川の堤防上において土地区画整理事業が進められています。



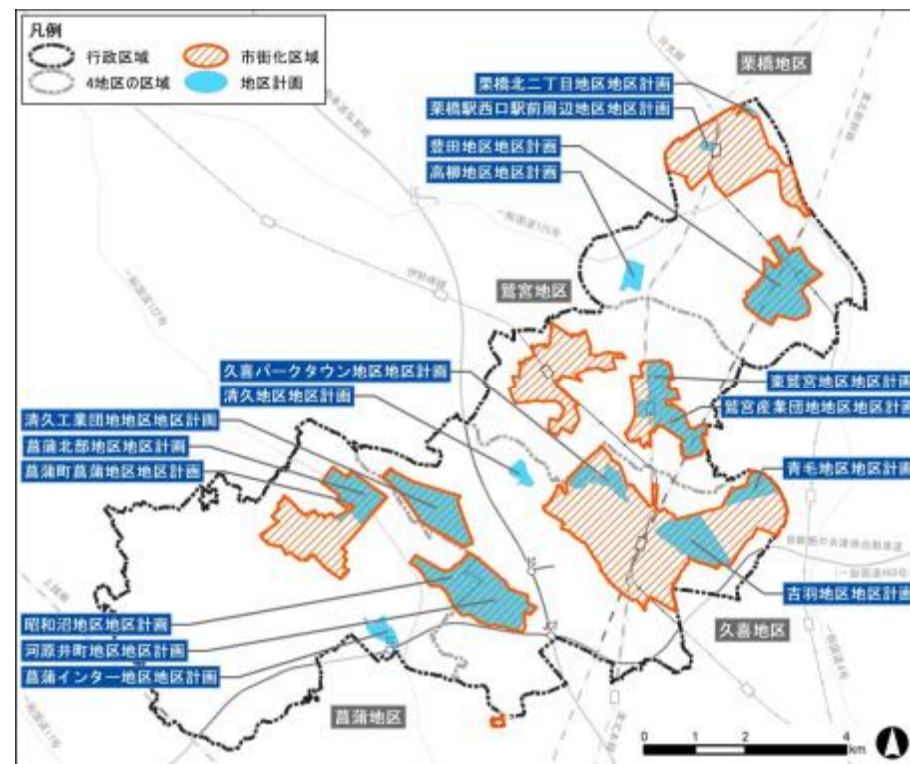
■平成27年度以降に完了または完了予定の市街地開発事業等

出典：「都市計画基礎調査」（埼玉県、令和2年）を基に作成

※市街地開発事業等とは、都市計画法第12条に基づく市街地開発事業等及び同法第29条に基づく開発行為（1ha以上）を対象。

3) 地区計画の状況

本市では、それぞれの地域の特性に応じて、良好な都市環境を整備・開発・保全するために、道路・公園等の施設に関する計画や、建築物の用途制限等を定める地区計画を16地区で定めています。



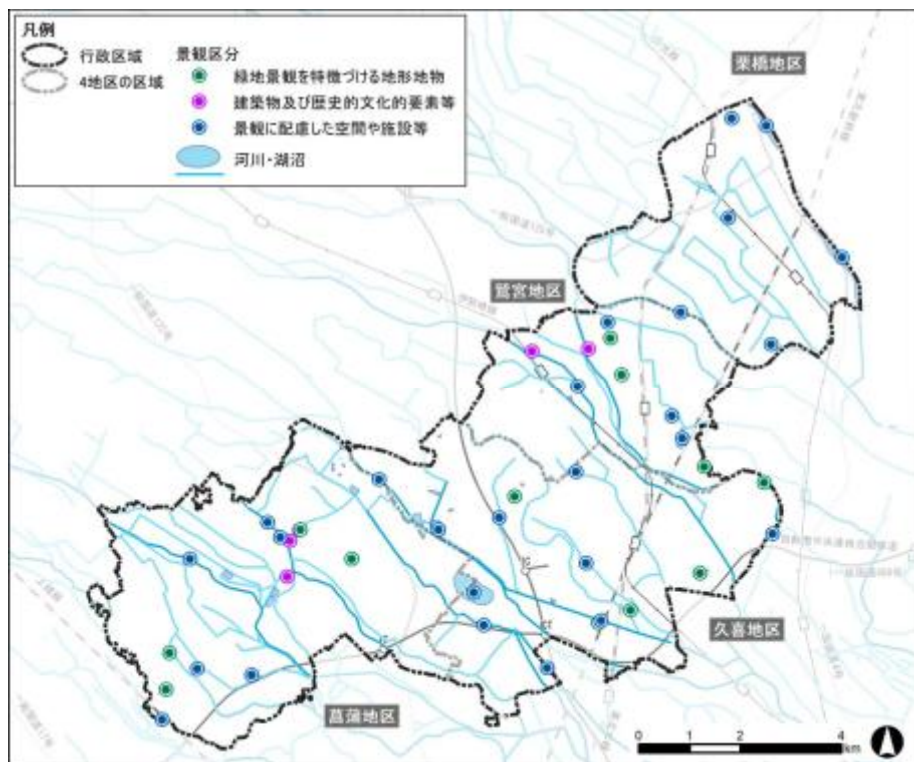
■地区計画区域

出典：久喜市HP「地区計画」（久喜市、令和5年12月）を基に作成

(5) 景観

本市の緑に関連する景観資源は、自然環境保全地区や天然記念物などの樹林地、中川や栗橋内池といった水域、コスモスふれあいロードやしみん農園久喜などの施設などが挙げられます。

また、豊かな田園風景や地域の歴史と自然が調和した景観が市の魅力の1つです。



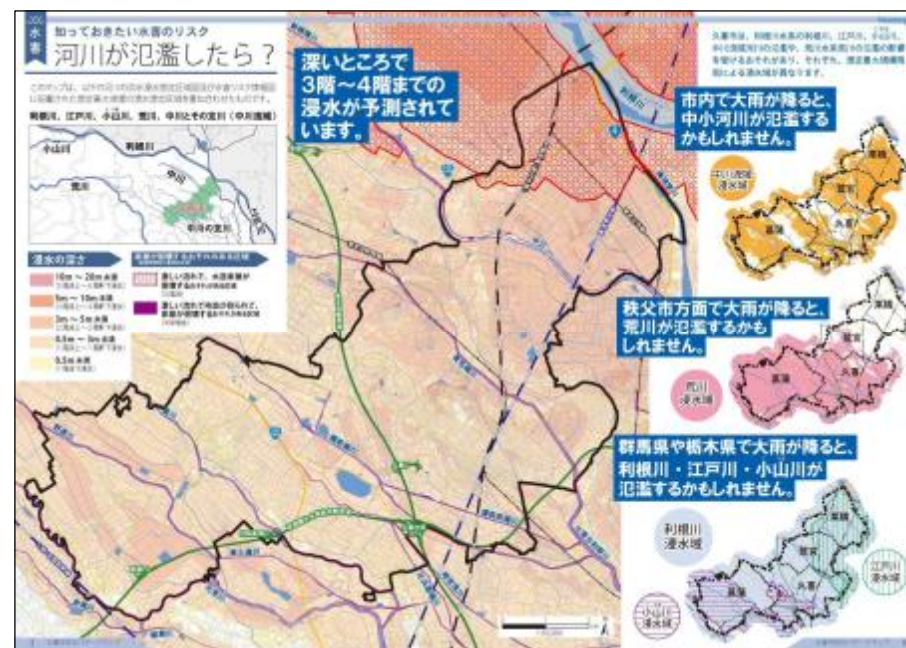
■緑に関連する景観資源

出典：「自然環境保全基礎調査 第4回巨樹巨木調査結果」(環境省)
 「国土数値情報 都道府県文化財データ」、「景観資源」、「都市公園」(国交省)
 「文化遺産オンライン」(文化庁)を参考に作成

(6) 防災

本市では、風水害や地震、火災、大雪が発生しており、特に平成以降では、令和元年台風19号による観測史上最大の降水量を記録しました。

また、防災ハザードマップを見ると市内のほぼ全域が浸水想定区域に含まれています。特に、利根川に近い地域では、水害リスクが高くなっています。



■本市における想定最大規模の浸水想定区域

出典：「久喜市防災ハザードマップ」(久喜市、令和5年3月)

2.2 本市を取り巻く緑の状況

(1) 植生の概況

本市においては、人為的に利用されているところが多く、広く分布しているのは、水田であり、休耕田には放棄水田雑草群落(セイタカアワダチソウ・ヨシ群落、イヌビエ群落)が分布しています。その他、畑地や果樹園、路傍・空地雑草群落や人工草地、市街地や工業地域、緑の多い住宅地等が広く分布し、樹林は少ない状態です。

特徴的にみられる植生は、市全域に点在するケヤキ・シラカシ屋敷林(ケヤキ、シラカシ、スギ、ムクノキなど)やモウソウチク・マダケ林、小河川や水路内に分布する沈水植物群落(ササバモ群落、マツモ群落)や浮葉植物群落(ヒシ群落、アサザ群落)、湿地や水際に分布する抽水植物群落(ヨシ群落、マコモ群落、ヒメガマ群落)、河川敷に分布する河川植物群落(オギ群落)です。



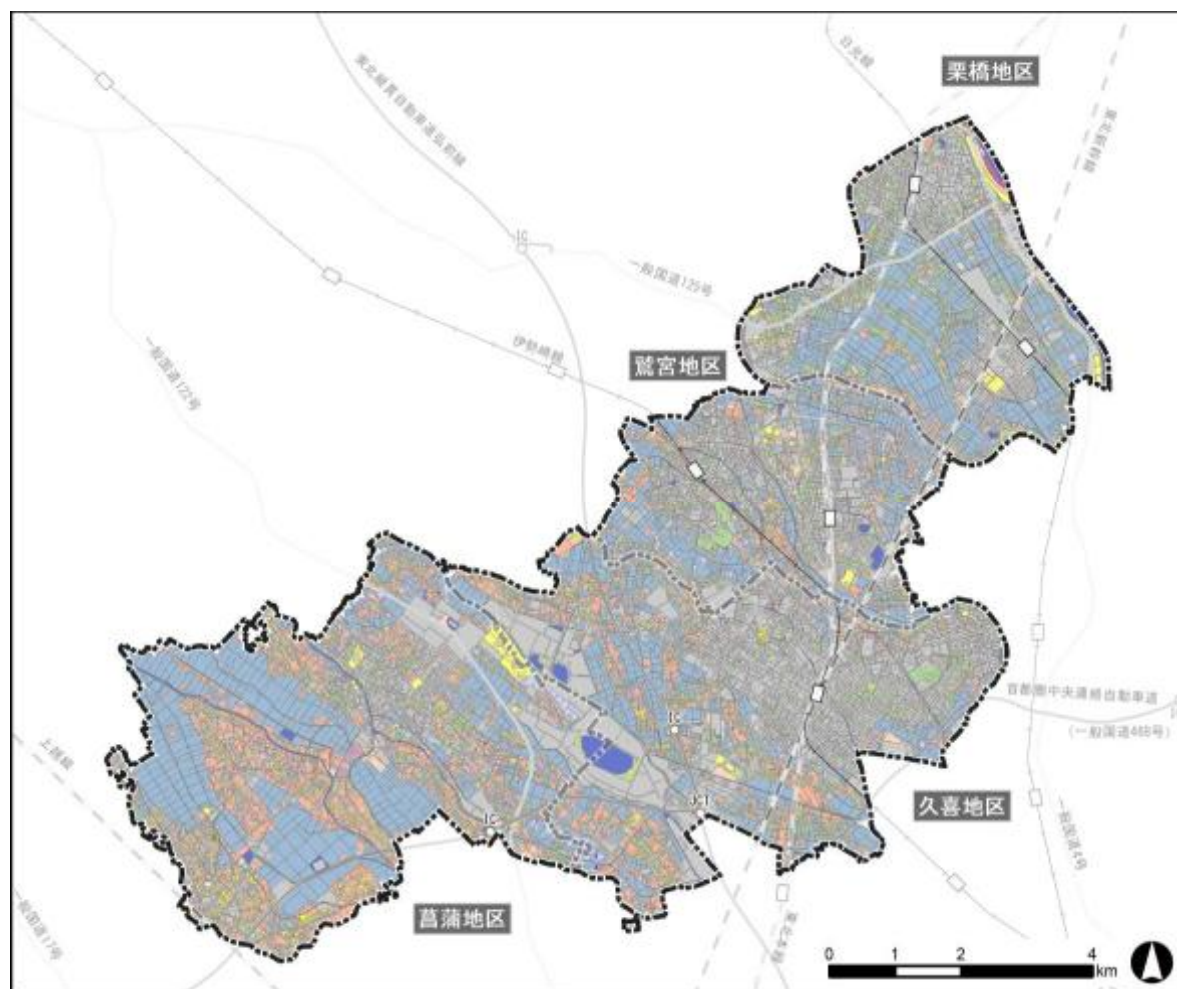
■ケヤキ・シラカシ屋敷林



■マツモ群落



■ヒシ群落



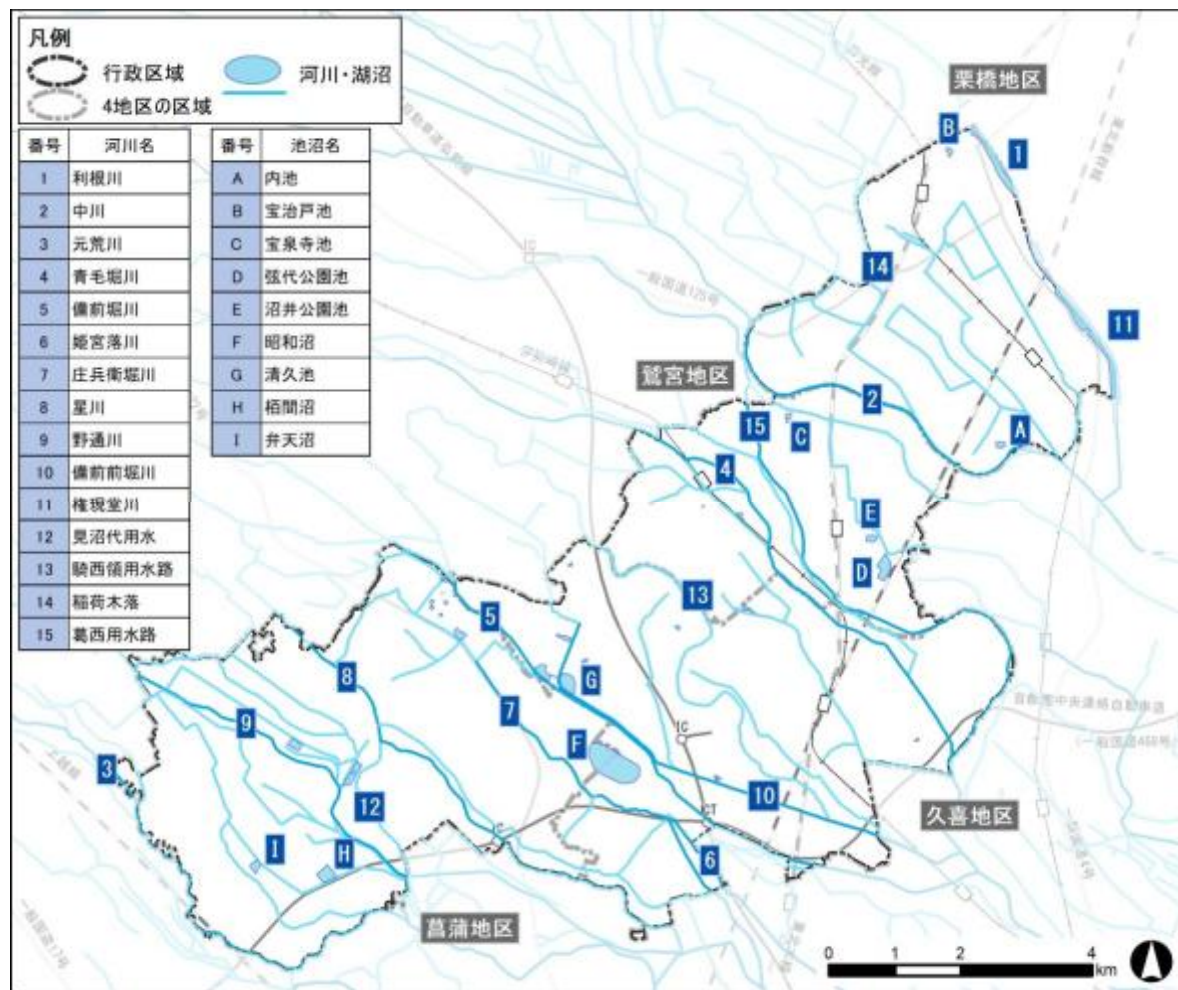
■現存植生

- 凡例**
- 行政区域
 - 4地区の区域
- 植生**
1. 沈水植物群落(ササバモ群落、マツモ群落)
 2. 浮葉植物群落(ヒシ群落、アサザ群落)
 3. 抽水植物群落(ヨシ群落、ヒメガマ群落、マコモ群落)
 4. 河川植物群落(オギ群落)
 5. 沼沢林(ハンノキ群落)
 6. ヤナギ高木林(マルバヤナギ群落)
 7. ヤナギ低木林(タチヤナギ群落)
 8. スダジイ群落
 9. ムクノキ・エノキ群落
 10. イヌシデ群落
 11. クスギ・コナラ群落
 12. 伐採跡地群落(アカメガシワ群落)
 13. ケヤキ・シラカシ屋敷林
 14. スギ・ヒノキ植林
 15. ハリエンジュ群落
 16. モウソウチク・マダケ林
 17. アズマネザサ群落
 18. 路傍・空地雑草群落(クヌ群落、セイバンモロコシ群落、アレチウリ群落)
 19. 放棄畑雑草群落(ヒメムカシヨモギ・オオアレチノギ群落、セイタカアワダチソウ群落、イヌビエ群落)
 20. 放棄水田雑草群落
 21. 畑地
 22. 水田
 23. 果樹園・苗圃
 24. 人工草地
 25. 緑の多い住宅地
 26. 市街地・構造物
 27. 工業地域(工業用地)
 28. 道路・鉄道
 29. 造成地、裸地(グラウンド等裸地含む)
 30. 残存・植栽樹群を持った公園、墓地など
 31. 残存・植栽樹群地
 32. 開放水域

(2)水系の概況

市内には利根川、中川、青毛堀川、備前堀川、野通川、元荒川等の河川が流れています。本市は河川の氾濫のたびに肥沃な土壌が形成され、古くから農業を中心に発展してきました。また、葛西用水、見沼代用水をはじめとする様々な農業用水路も発達しています。

また、池沼としては、久喜地区の昭和沼や清久大池、菖蒲地区の昭和沼や栢間沼、弁天沼、栗橋地区の内池や宝治戸池、鷲宮地区の宝泉寺池や弦代公園池などがあります。その中でも昭和沼と清久大池はいずれも工業団地の造成に伴ってそれぞれ誕生しました。



■主な水系と池沼



■中川



■宝泉寺池



■昭和沼

出典：埼玉県杉戸県土整備事務所管内図(埼玉県、平成30年)を参考に作成

(3) 特徴的な自然の状況

1) 天然記念物

埼玉県及び本市により指定されている天然記念物は以下に示すとおりです。前回の緑の基本計画からNo.3埼玉県指定天然記念物である「中川低地の河畔砂丘群 西大輪砂丘」が新たに追加されました。

No.	指定元	名称	指定年月日	概要
1	埼玉県	菖蒲のフジ	昭和27年3月31日	野田フジという園芸種で、300年を越す樹齢
2		神明神社の社叢	昭和52年3月29日	約550メートルの参道林と境内林
3		中川低地の河畔砂丘群 西大輪砂丘	平成28年3月15日	利根川の旧河道東側に分布する大規模な砂丘列
4	久喜市	清福寺の大イチョウ	昭和48年3月16日	樹齢約500年の特有の樹形を有する大木
5		川瀬家のイヌマキ	昭和60年4月1日	常蓮法師が植えたもの、樹齢350~400年
6		鷲宮神社のマツ並木	昭和60年4月1日	鷲宮神社の参道両側約90mに植樹
7		旧渡辺多門家のタブノキ	昭和52年7月18日	旧名主渡辺多門家跡の入口の2本、樹齢400年

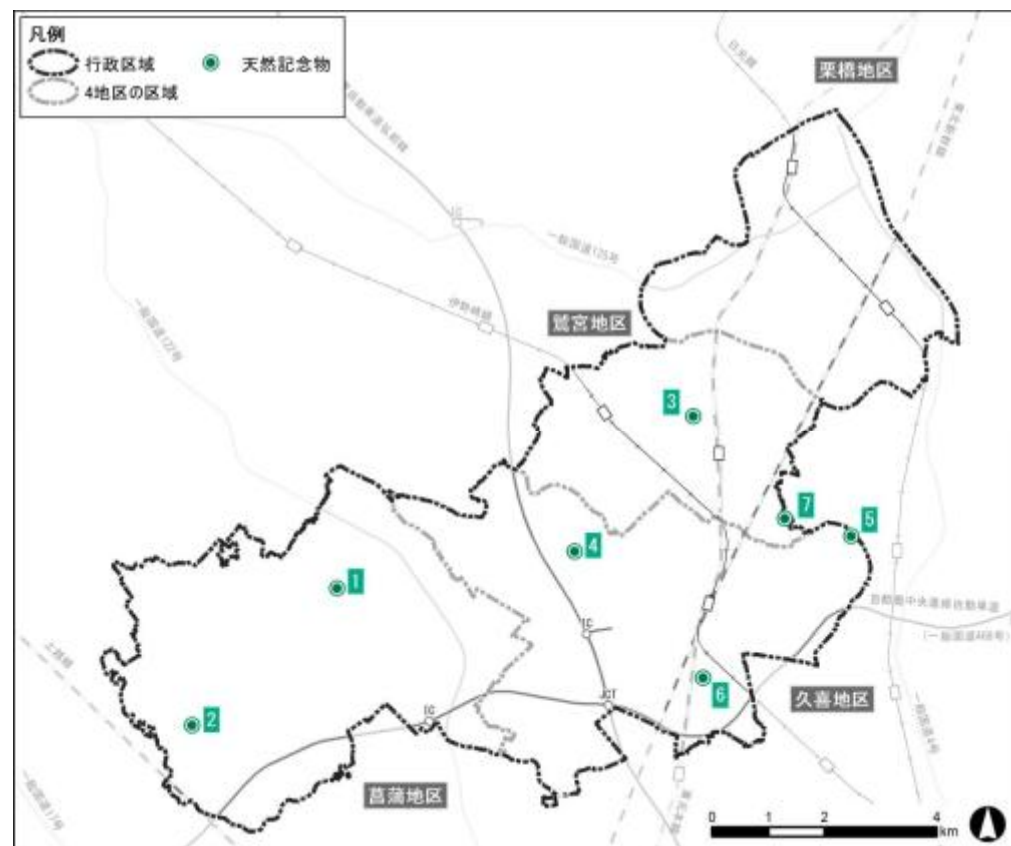
2) 希少な植物群落

「埼玉県レッドデータブック2011植物編」(埼玉県、平成24年)に記載されている希少な植物群落の中で、本市に該当するものは以下に示すとおりです。

■希少な植物群落

分類	群落分類	群落名	本市の状況
草本	水田雑草	コイヌガラシ群落	休耕田にて群落を確認された。(冬季に特に群落になっている。)
	浮葉植物	ヒシ群落	浮葉植物群落として記録(アサザ群落も浮葉植物)
	沈水植物	コウガイモ群落	ササバモ群落と混生している。
群落複合	-	狐塚付近の中川河川敷植物群落	ヨシ群落やオオブタクサなどがあるのみであった。
	-	宝泉寺池周辺の湿性植物群落	湿性植物群落が一部残存していたが、消滅寸前であった。

出典:「埼玉県レッドデータブック2011植物編」(埼玉県、平成24年)を一部加筆



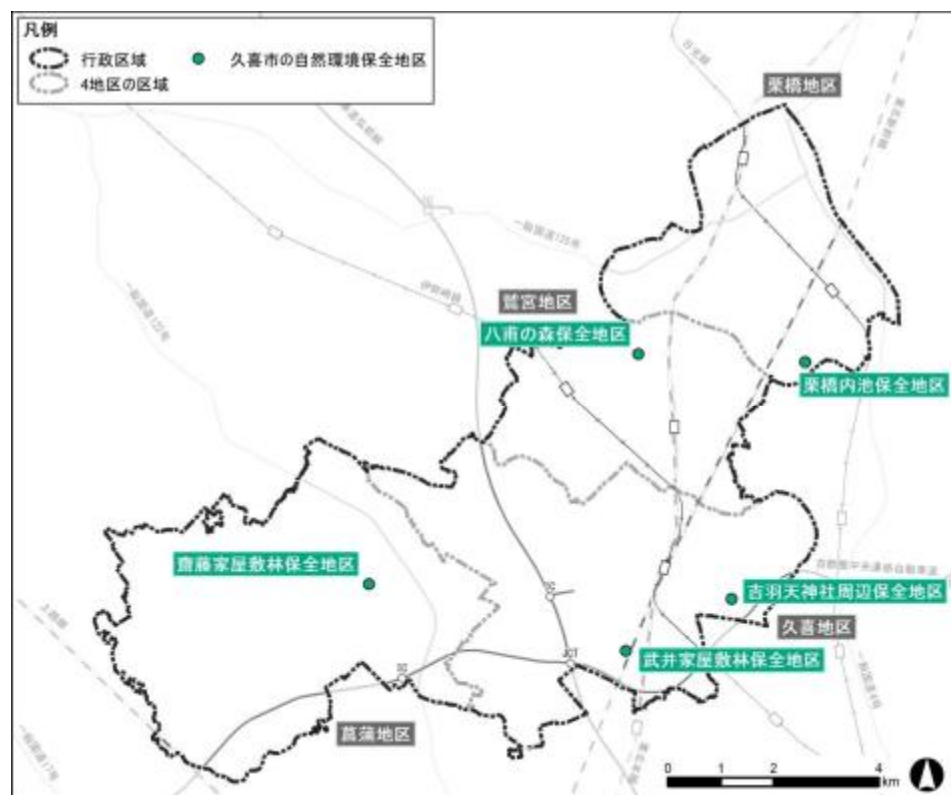
■天然記念物

出典:「自然環境保全基礎調査 第4回巨樹巨木調査結果」(環境省)「国土数値情報 都道府県文化財データ」(国交省)「文化遺産オンライン」(文化庁)を参考に作成

3) 自然環境保全地区

本市では、生物多様性の確保のため、「久喜市自然環境の保全に関する条例」(平成22年3月23日、条例第175号)に基づき、自然環境の保全が特に必要な区域を「自然環境保全地区」として現在6か所(武井家屋敷林保全地区、吉羽天神社周辺保全地区、栗橋内池保全地区、八甫の森保全地区、久喜地区内の保全樹林、齋藤家屋敷林保全地区)を指定しています。

前回の緑の基本計画からは、No.6齋藤家屋敷林が新たに追加されました。



■自然環境保全地区

■自然環境保全地区の概要

No.	名称 (指定日)	地区名	面積	特徴
1	武井家屋敷林 (平成23年 8月29日)	北青柳	2,283m ²	屋敷林は住宅地周辺にありながら、比較的まとまった良好な樹林環境が保たれている。また、シラカシやケヤキなどの巨木も多く、歴史的価値が高い。
2	吉羽天神社周辺 (平成23年 8月29日)	吉羽	2,484m ²	社寺林は伐採が行われにくいいため、樹林環境が長く維持されており、ムクノキなどの巨木も残存する。また、周辺には樹林、竹林、水域などの多様な環境があり、生物の生息・生育環境としても重要である。
3	栗橋内池 (平成23年 8月29日)	狐塚	12,669m ²	栗橋内池には過去にはアサザ、マツモ、ヒシなどの重要な水生植物が生育していたが、現在はヨシやオニスゲ、オグルマなどが生育している。また、冬季には水鳥の越冬場所としても利用されているほか、中川に近く生物の生息・生育環境としても重要である。
4	八甫の森 (平成25年 8月1日)	八甫	4,220m ²	住宅開発等により、樹林は分断され、面積も小さくなっている。なお、クヌギ・コナラ群落など、元々分布していたと考えられる樹林が比較的残存している場所としては重要である。
5	久喜地区内の 保全樹林 (平成25年 10月1日)	非公開	2,880m ²	ケヤキやクスノキ、シラカシなどから構成され猛禽類の食痕も確認されるなど、鳥類の貴重な生息場となっている。昆虫類と爬虫類では希少種が確認され、まとまった樹林として重要である。
6	齋藤家屋敷林 (平成31年 3月14日)	菖蒲町 三箇	1,511m ²	シラカシやエノキ、ムクノキなどから構成される常緑樹と落葉樹の混交林である。植物や昆虫は多くの種が確認され、また鳥類は、重要種であるオオタカを含め、様々な種が確認されたことから、生物の生息地として重要である。

出典:久喜市HP「自然環境保全地区について」(久喜市、令和4年)を参考に作成

※久喜地区の保全樹林については、非公開のため図中には記載していない。

出典:「久喜市の環境(令和5年度版)」(久喜市、令和6年)を一部加筆

4) 指定希少野生生物種

本市では、生物多様性の確保のため、「久喜市自然環境の保全に関する条例」(平成22年3月23日、条例第175号)に基づき、特に保護する必要があると認める種を「指定希少野生生物」として現在4種(植物3種:カワラマツバ、コキツネノボタン、ヒメシロアサザ、動物1種:ミドリシジミ)を指定しており、採取や捕獲などを禁止しています。

現地調査では、令和5年10月に小林調整池付近や見沼用水路、葛西用水路付近の水田等でヒメシロアサザが確認されました。

■指定希少野生生物種の概要

No.	分類	種名	和科名	環境省RL・埼玉県RDBの掲載状況
1	植物	カワラマツバ	アカネ科	環境省:なし 埼玉県:絶滅危惧ⅠB類
2	植物	コキツネノボタン	キンポウゲ科	環境省:絶滅危惧Ⅱ類 埼玉県:絶滅危惧ⅠB類
3	植物	ヒメシロアサザ	ミツガシワ科	環境省:絶滅危惧Ⅱ類 埼玉県:絶滅危惧ⅠB類
4	昆虫類	ミドリシジミ	シジミチョウ科	環境省:なし 埼玉県:準絶滅危惧

出典:「環境省レッドリスト2020」(環境省自然環境局野生生物課、令和2年3月)
「埼玉県レッドデータブック2011植物編」(埼玉県環境部自然環境課、平成24年3月)



■ヒメシロアサザ



■ミドリシジミ

5) 外来種の現状

本市では、外来生物法により指定されている特定外来生物や、環境省及び農林水産省により作成・公表されている生態系被害防止外来種リストの掲載種が数多く定着しています。

アレチウリやオオカワヂシャ、アライグマなどの特定外来生物、オオカナダモやハクビシン、ヌマガエル、タイリクバラタナゴなどの生態系被害防止外来種リスト掲載種が増加傾向にあります。

■本市で確認された特定外来生物の概要

分類	種名(和科名)
植物	オオフサモ(アリトウグサ科)、アレチウリ(ウリ科)、オオカワヂシャ(オオバコ科)、オオキンケイギク(キク科)、ミズヒマワリ(キク科)
哺乳類	アライグマ(アライグマ科)
鳥類	確認なし
爬虫類	ミシシippアカミミガメ※(ヌマガメ科)、カミツキガメ(カミツキガメ科)
両生類	ウシガエル(アカガエル科)
昆虫類	アカボシゴマダラ(タテハチョウ科)、クビアカツヤカミキリ(カミキリムシ科)、ツヤハダゴマダラカミキリ(カミキリムシ科)
魚類	チャンネルキャットフィッシュ(アメリカナマズ科)、カダヤシ(カダヤシ科)、ブルーギル(サンフィッシュ科)、オオクチバス・コクチバス(サンフィッシュ科)
甲殻類	アメリカザリガニ※(アメリカザリガニ科)

出典:「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき規制される生物のリスト」(環境省自然環境局野生生物課、令和6年7月)

※条件付特定外来生物



■アレチウリ



■アライグマ

(4) 緑被の状況

1) 市全体

市全体の緑被地面積は、平成26年から令和5年の9年間で773.4ha減少し、緑被率は、66.6%から57.2%と9.4ポイント低下しています。内訳を見ると、樹木・樹林が35.5%、草地在16.0%、田畑が11.4%減少しています。

地区別に見ると、最も緑被率が低下した地区は鷺宮地区であり、15.0ポイントの低下がみられましたが、最も緑被率の低下が小さい久喜地区でも7.0ポイント低下しており、その他、菖蒲地区で8.3ポイント、栗橋地区で10.2ポイント低下しています。

■市全体の緑被地面積・緑被率

項目	平成26年	令和5年	増減
緑被地面積	5,490.2ha	4,716.8ha	-773.4ha (-14.1%)
樹木・樹林	360.5ha	232.7ha	-127.9ha (-35.5%)
草地	1,310.9ha	1,100.6ha	-210.3ha (-16.0%)
田畑	3,818.8ha	3,383.6ha	-435.3ha (-11.4%)
非緑被地面積	2,749.8ha	3,524.2ha	774.4ha (28.2%)
久喜市の面積	8,240.0ha	8,241.0ha	1.0ha (0.01%)
緑被率	66.6%	57.2%	-9.4ポイント

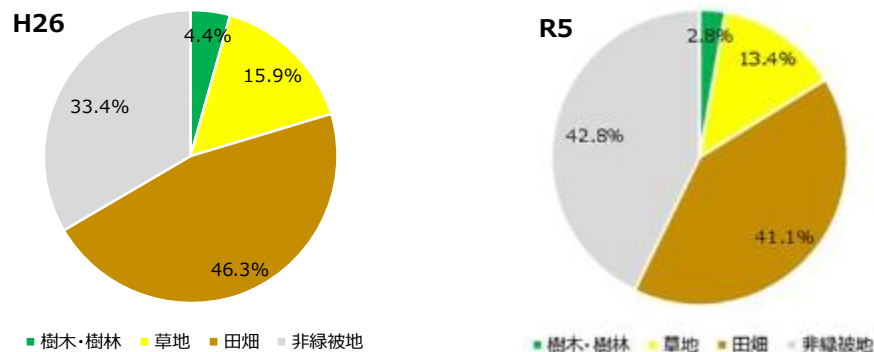
■地区別の緑被地面積・緑被率

	緑被地面積(ha)				非緑被地面積(ha)	緑被率	H26 緑被率
	樹木・樹林	草地	田畑	緑被地面積計			
久喜地区	92.9	304.3	777.1	1,174.3	1,360.7	46.3%	53.3%
菖蒲地区	52.8	404.1	1,502.1	1,959.0	778.0	71.6%	79.9%
栗橋地区	42.4	244.7	608.5	895.6	682.4	56.8%	67.0%
鷺宮地区	44.5	147.2	496.2	687.9	702.1	49.5%	64.5%
合計	232.7	1,100.6	3,383.6	4,716.8	3,524.2	57.2%	66.6%

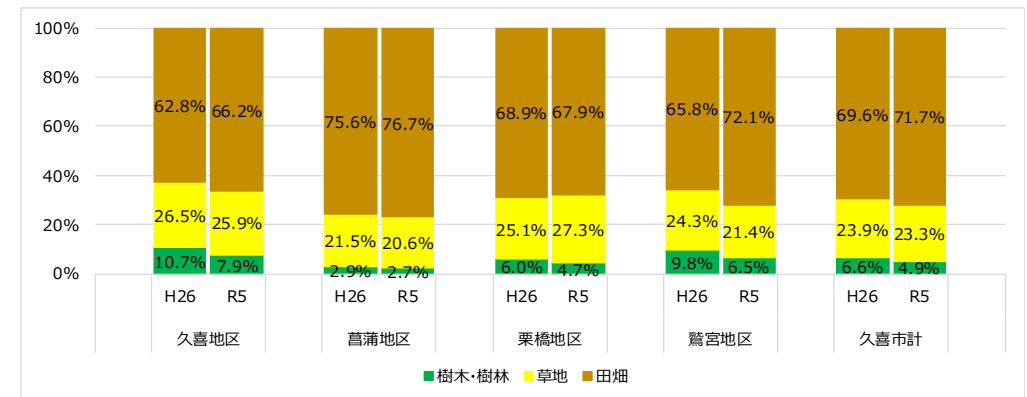
※久喜市の面積は、国土地理院の計測方法の変更により1ha変更している(実面積の変更はない)。

※端数計算上、合計は合致しない。

※端数計算上、合計は合致しない。



■市全体の緑被率



■地区別緑被の構成内訳

2)市街化区域内

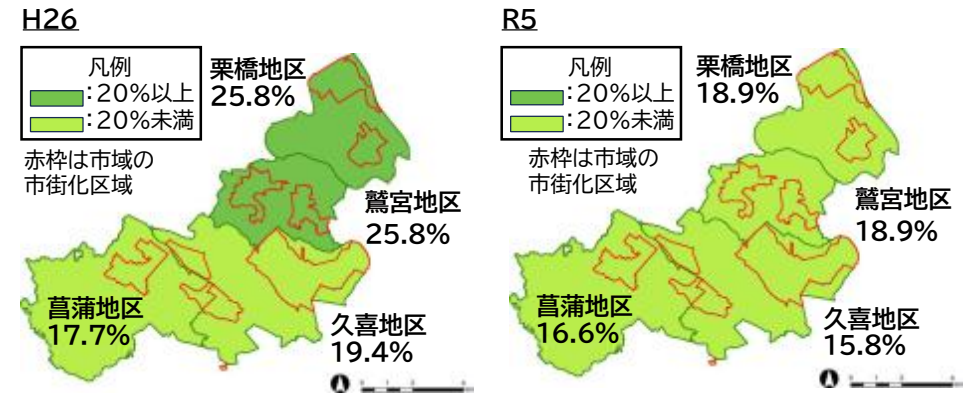
市街化区域の緑被地面積は、平成26年から令和5年の9年間で88.1ha減少し、緑被率は、21.6%から17.1%と4.5ポイント低下しています。内訳を見ると、樹木・樹林が40.0%、田畑が27.8%減少し、草地は12.6%増加しています。

■市街化区域の緑の現況量と経年変化

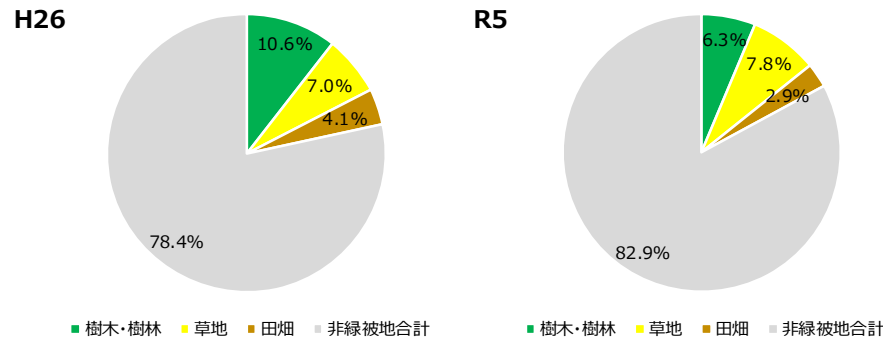
項目	平成26年	令和5年	増減
緑被地面積	424.7ha	336.6ha	-88.1ha(-20.7%)
樹木・樹林	207.9ha	124.7ha	-83.2ha(-40.0%)
草地	136.8ha	154.1ha	17.3ha(12.6%)
田畑	79.9ha	57.7ha	-22.2ha(-27.8%)
非緑被地面積	1,541.3ha	1,633.4ha	92.1ha(6.0%)
市街化区域の面積	1,966.0ha※	1,970.0ha	4ha(0.2%)
緑被率	21.6%	17.1%	-4.5ポイント

※久喜市の公表値とは異なるが、前回計画では当該値に基づき緑被率を算出している。

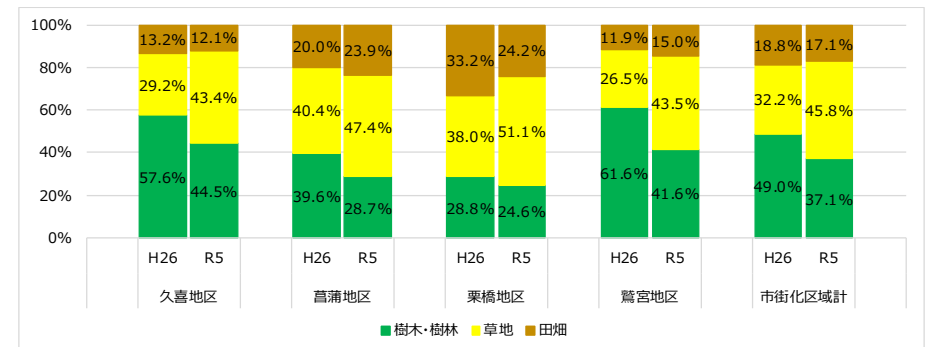
地区別に見ると、栗橋地区及び鷲宮地区における市街化区域の緑被率は平成26年の時点では20%以上でしたが、令和5年の緑被率は、すべての地区で20%未満となっています。



■地区別緑被率



■市街化区域の緑被率



■市街化区域の地区別緑被の構成内訳

(5) 施設緑地・地域制緑地の状況

1) 施設緑地※の状況

本市の施設緑地となる公園・緑地等の整備数は、289か所です。前回計画策定時に比べ、地区公園である上大崎運動公園が廃止されましたが、苜蒲運動公園、街区公園7か所が新たに整備されています。

本市の人口150,740人(令和5年4月1日現在)を用いて、市民一人当たりの公園面積を算出すると9.14㎡/人となっています。なお、市民一人当たりの都市公園面積を算出すると、7.42㎡となっています。

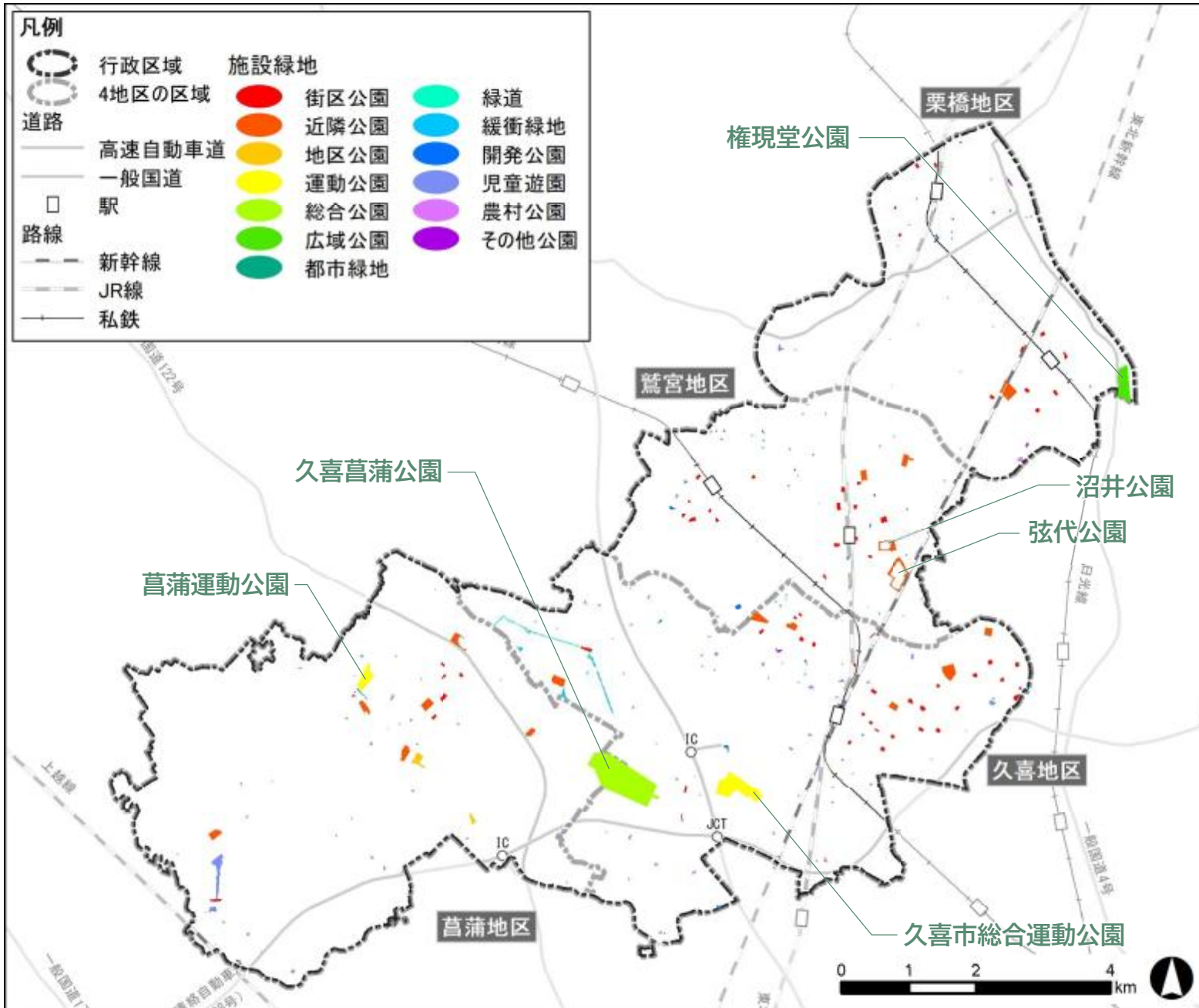
■施設緑地の現況量と経年変化

区分			R5.3.31時点		H26.4.1時点		H26.4.1時点からの増減		
			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
都市公園	住区基幹公園	街区公園	66	14.13	59	13.19	7	0.94	
		近隣公園	17	36.61	17	36.61	0	0.00	
		地区公園	2	2.26	3	6.26	-1	-4.00	
	(a) 住区基幹公園小計		85	53.00	79	56.06	6	-3.06	
	都市基幹公園	運動公園	2	8.51	1	4.40	1	4.11	
		総合公園	1	40.00	1	40.00	0	0.00	
	(b) 都市基幹公園小計		3	48.51	2	44.40	1	4.11	
	その他	広域公園	1	7.00	1	7.00	0	0.00	
		都市緑地	1	0.20	1	0.20	0	0.00	
		緑道	3	1.75	3	1.75	0	0.00	
		緩衝緑地	6	1.36	6	1.36	0	0.00	
	(c) その他小計		11	10.31	11	10.31	0	0.00	
	(a) + (b) + (c) = (A) 都市公園計			99	111.83	92	110.77	7	1.05
	その他の施設緑地	開発公園	75	2.91	74	2.86	1	0.05	
児童遊園		96	7.30	99	7.60	-3	-0.31		
農村公園		11	1.21	11	1.21	0	0.00		
その他公園		4	10.18	3	10.03	1	0.15		
しみん農園		4	4.31	4	4.31	0	0.00		
(B) その他の施設緑地計			190	25.90	191	26.01	-1	-0.11	
(A) + (B) = (C) 施設緑地合計			289	137.73	283	136.79	6	0.94	

※施設緑地とは、都市公園、都市公園以外で公園・緑地に準じる機能を有する緑地のこと。

■市民一人当たりの公園面積

分類		箇所数	面積(ha)	一人当たり公園面積(㎡/人)	
都市公園	住区基幹公園	街区公園	66	14.13	0.94
		近隣公園	17	36.61	2.43
		地区公園	2	2.26	0.15
	(a) 住区基幹公園小計		85	53.00	3.52
	都市基幹公園	運動公園	2	8.51	0.56
		総合公園	1	40.00	2.65
	(b) 都市基幹公園小計		3	48.51	3.22
	その他	広域公園	1	7.00	0.46
		都市緑地	1	0.20	0.01
		緑道	3	1.75	0.12
緩衝緑地		6	1.36	0.09	
(c) その他小計		11	10.31	0.68	
(a) + (b) + (c) = (A) 都市公園計		99	111.83	7.42	
その他の施設緑地	開発公園	75	2.91	0.19	
	児童遊園	96	7.30	0.48	
	農村公園	11	1.21	0.08	
	その他公園	4	10.18	0.68	
(B) その他の施設緑地計		190	25.90	1.72	
(A) + (B) = (C) 施設緑地合計		289	137.73	9.14	



■施設緑地現況



■弦代公園



■久喜市総合運動公園

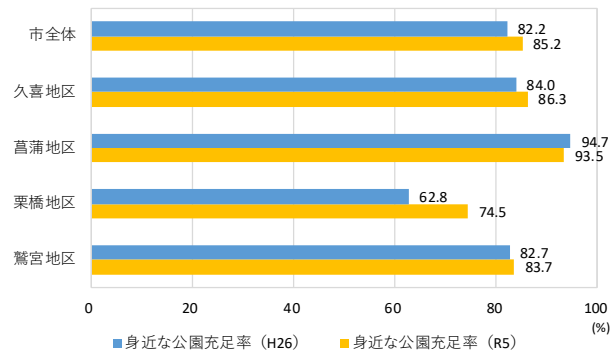


■久喜菖蒲公園

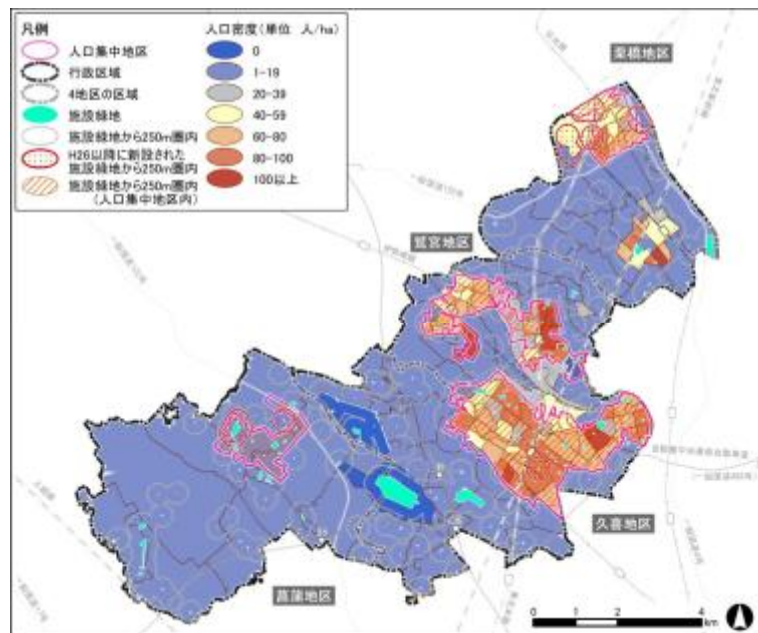
2) 身近な公園の配置状況

前回計画では、「身近な公園充足率」を「施設緑地から歩いて5分(250m)圏内の徒歩圏カバー面積を人口集中地区面積で除した割合」として定義しています。

この定義を用いて、本市の身近な公園充足率を計測すると82.2%から85.2%に増加しています。



■ 身近な公園充足率の経年変化



■ 身近な公園充足状況

※ 市民農園は、施設緑地から除いた。人口密度は、「令和2年度国勢調査」の「小地域集計」による結果を示す。

3) 地域制緑地※1の状況

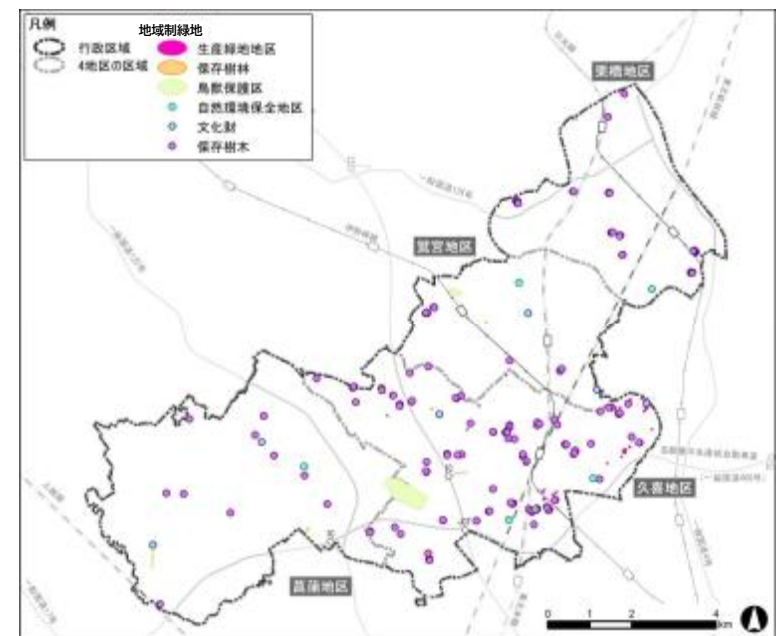
本市の地域制緑地は、生産緑地地区や鳥獣保護区、自然環境保全地区、農業振興地域、農用地区域など法や条例などによるものが該当します。

■ 市街化区域・市街化調整区域ごとの地域制緑地現況量(箇所数・面積)

指定根拠	分類	市街化区域 (1)		市街化調整区域 (2)		都市計画区域 (1) + (2) = (3)	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
法	生産緑地地区	28	3.66	0	0.00	28	3.66
	保存樹林	0	0.00	6	0.64	6	0.64
	鳥獣保護区	2	42.80	1	3.40	3	46.20
条例	自然環境保全地区	0	0.00	6	2.60	6	2.60
合計※2		30	46.46	13	6.65	43	53.11
法	文化財	2	-	5	-	7	-
	保存樹木	45	-	148	-	193	-
	農業振興地域	-	-	-	-	-	5,398.57
	農用地区域	-	-	-	-	-	3,185.49

※1 地域制緑地とは、緑地の所有権はそのままに、法や条例等により土地利用コントロールされる緑地のこと。

※2 GISデータ(ポリゴン)がないデータは、重複した範囲が指定されている可能性があるため、合計値の集計の対象外とした。



■ 地域制緑地現況図(本市全域)

(6) 水と緑のまちづくりの主な取組状況

本市では、以下の取組を通じて、水と緑のまちづくりを推進しています。

1) 樹木・樹林の保存、生垣設置の推進

緑豊かな住みよい環境づくりに寄与することを目的として「樹木及び樹林の保存並びに奨励金の交付に関する要綱」や「生垣設置奨励金交付要綱」に基づき、緑化の推進を奨励しています。

■代表的な樹木・樹林



川瀬家のイヌマキ



旧渡辺多門家跡の
タブノキ



神明神社の社叢

2) 苗木の配布

緑あふれる美しいまちづくりと、緑化意識の高揚を図るため、希望する市民の方へ、みかんやキンモクセイ等の苗木を配布しています。

3) 緑の推進員による活動

市と市民が協力して緑の保全と緑化を推進していくため、「久喜市緑の推進員設置要綱」を定め、久喜市緑の推進員制度を設けています。

主な活動内容については、公園や農業用水・排水路などの美化・清掃活動や観察会の実施、苗木配布作業の協力、要注意外来生物などの外来種防除、小学校ビオトープの整備や維持管理が行われているほか、市内の動植物調査などが行われています。

4) 緑のカーテン

緑化の推進、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和などを目的として、各公共施設で緑のカーテンを設置しています。

緑のカーテンとは、にがうり(ゴーヤ)や朝顔などのつる性植物により、強い日差しを遮り日陰をつくることで、建物やその周辺の温度が上がるのを防ぐことができるものです。

5) 自然林の育成

市内の3か所で自然林や森の育成を目的とした植樹が、市民ボランティアの協力を得て行われています。自然の力を生かし、苗木が高木へ成長して森へと変化していく過程を身近に実感できます。

■自然林や森の育成を目的とした植樹

名称	場所	内容	備考
植樹祭	久喜市総合運動公園内	平成22年3月7日に市民ボランティア244名の協力を得て、市民グラウンドの東側及び南側に1m ² 当たり種類の違いの違う樹木3本を植え、合計約10,530本の植樹を行った。 横浜国立大学宮脇昭名誉教授の指導による「混植・密植型植樹」という手法を用いている。	平成22年 3月7日 植樹
本多静六博士の森づくり事業	菖蒲南部産業団地三崎の森公園内	埼玉県による「本多静六博士の森づくり」の一環として整備された。コナラ、クヌギ、エゴノキ、シラカシ、スダジイなど500本が植栽された。 本多博士が明治神宮の森を造成した時の考え方を取り入れている。	平成21年 2月23日 植樹
中川水辺再生事業	久喜市狐塚中川水辺自然観察広場内	埼玉県が行った中川(狐塚)水辺再生事業の1つ。 埼玉県による「本多静六博士の森づくり」事業として平成23年度に完成した。約0.45haの敷地に、コナラやエノキ・シラカシなど19種の広葉樹苗木を植栽し、自然の力を生かし、苗木が高木へ成長して森へと変化していく過程を身近に実感する県民参加型の事業である。 本多博士が明治神宮の森を造成した時の考え方を取り入れている。	平成23年 11月28日 植樹

2.3 緑に関する市民意向等

(1) 市民アンケート調査

緑に対する市民ニーズや緑化に関する取組への関心度や取組実態・意向を把握するために、市民アンケート調査を実施しました。

久喜市の緑で気に入っているところでは、「身近な公園や広場の緑」、「田園風景の緑」と回答した人が多く、久喜市の緑で不満なところでは、「道路や公園の緑の手入れが不十分」、「自然とふれあえる場所が少ない」が多い結果となりました。

また、久喜市の取組の認知度としては、「生垣設置奨励金」、「樹木・樹林奨励金」、「緑の推進員の活動支援」は約8割の人が知らない結果となりました。

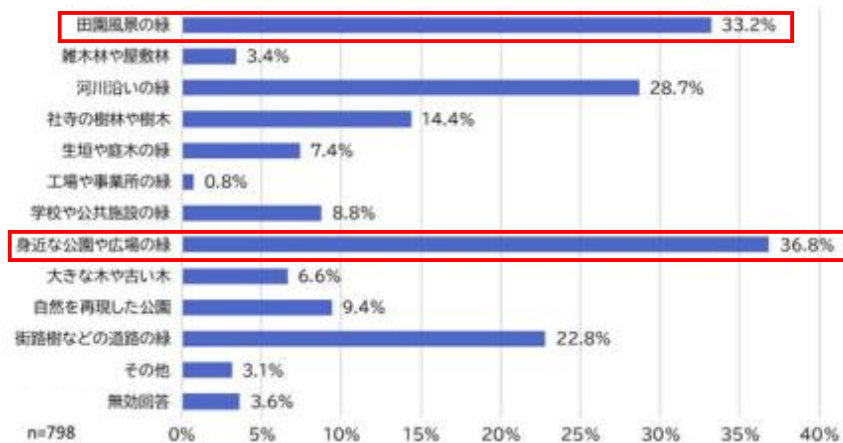
今後行政に力を入れてほしい取組では、「現在ある公園の施設内容や管理の充実」、「残すべき樹林地の保存」が多い結果となりました。

緑豊かなまちづくりに向けた市民ニーズについては、回答者自身が現在参加・実施していること、したいことともに「家庭で花や木を育てる」、「家庭菜園で野菜をつくる」の回答が多い結果となりました。また、今後実施したいこととして、「市と協力する緑化ボランティアに参加する」の回答が約14%であり、ボランティアに対するニーズが一定数見られます。

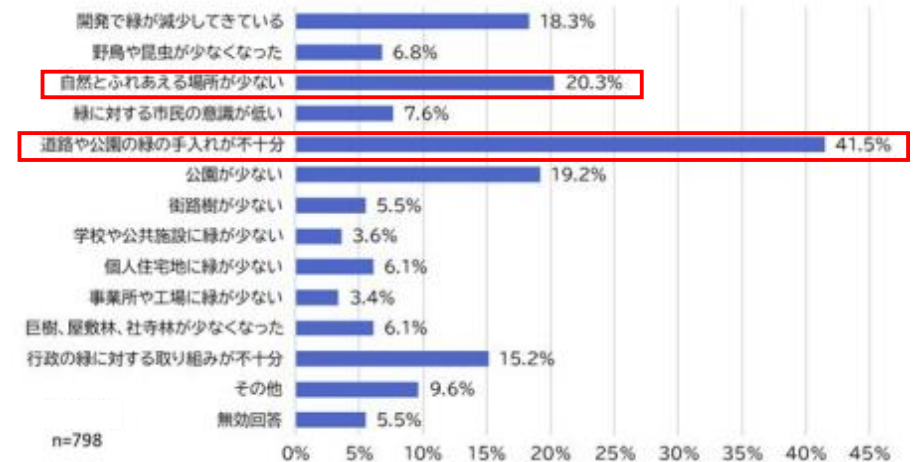
■アンケート調査実施概要(回答者数 n=798)

調査方法	配布数・設置箇所等	対象	実施時期	回収数(回収率)
郵送調査	配布数:1,800人(うち、13通は宛所不明のため返送)	住民基本台帳から無作為抽出(令和5年9月1日時点)	令和5年11月10日(金)～11月27日(月)	631(35.4%) ・郵送:477 ・Web:154
Web調査	告知方法:久喜市LINE、メールマガジン	久喜市LINE、メールマガジンに登録されている方	令和5年11月10日(金)～11月27日(月)	152
	設置箇所:4か所	来園者に回答を依頼 各地区1か所の掲示板に設置 ・栗橋地区:権現堂公園 ・鷲宮地区:弦代公園 ・久喜地区:久喜市総合運動公園 ・菖蒲地区:久喜菖蒲公園	令和5年11月10日(金)～12月17日(日)	15

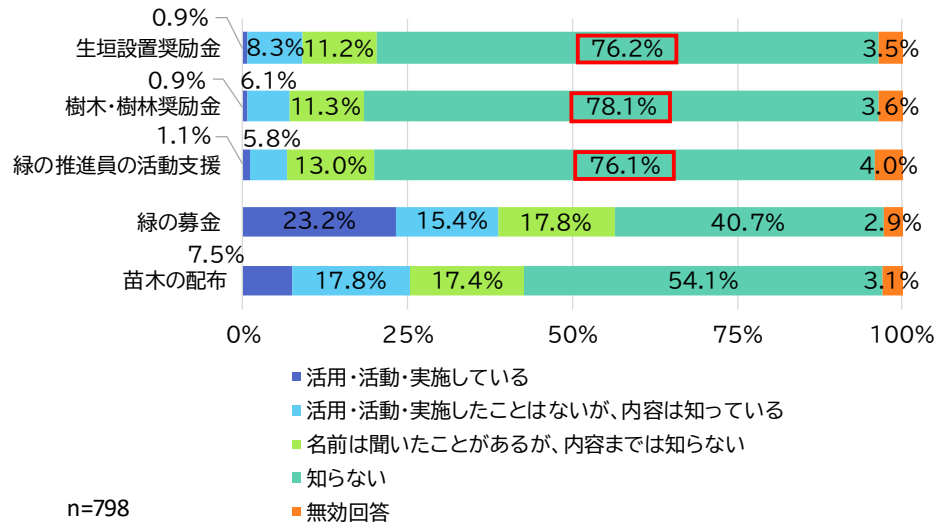
■久喜市の緑で気に入っているところ



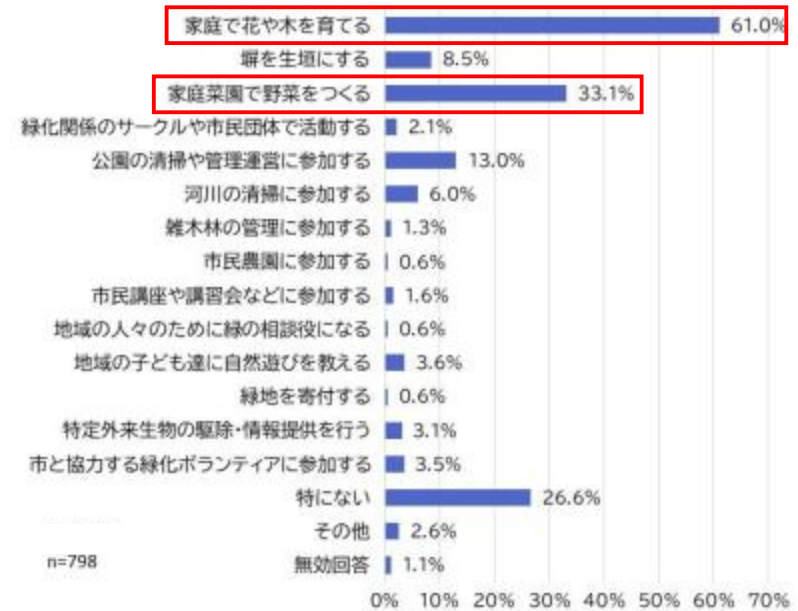
■久喜市の緑で不満なところ



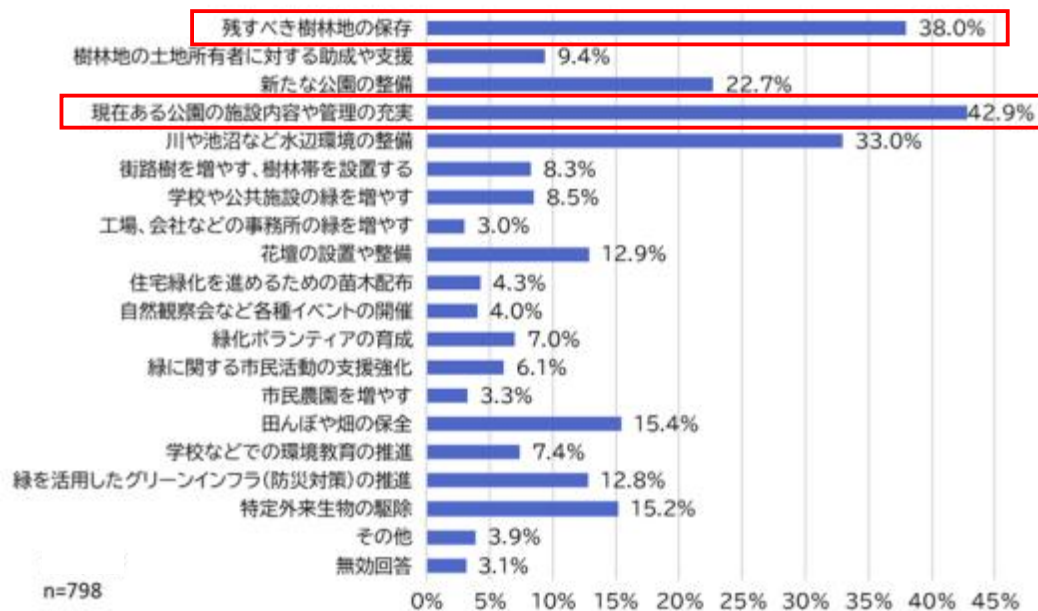
■市の取組の認知度・関心度



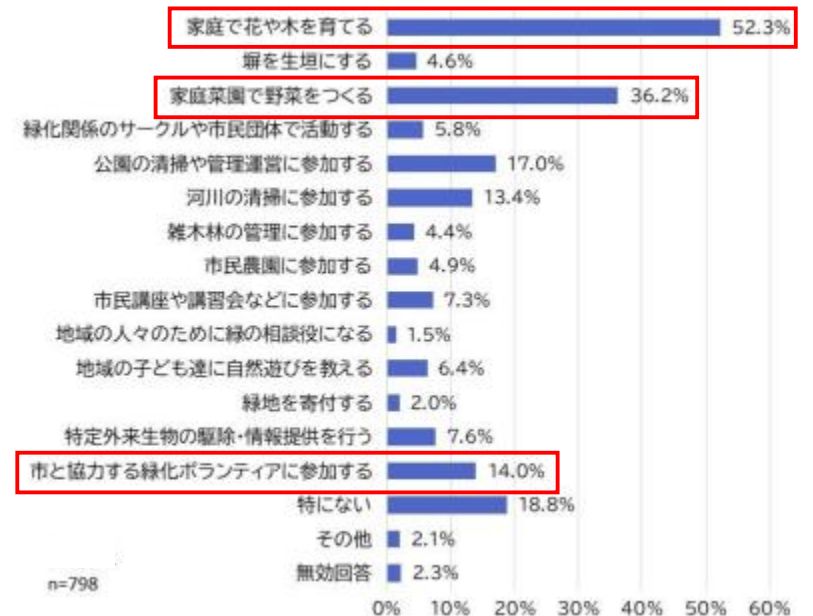
■緑豊かなまちづくりに向けて参加・実施していること



■今後行政に力を入れてほしい取組



■緑豊かなまちづくりに向けて参加・実施したいこと



(2) ワークショップ

緑に対する市民意向を把握するために、公募による参加者を対象として久喜市緑の基本計画住民ワークショップを実施しました。第1回では、「本市の大切にしたい緑や魅力的な場所はどこか、課題は何か考えよう」をテーマに、本市の緑の魅力・課題図として取りまとめました。第2回では、「まちの将来像と自分たちでできることを考える」をテーマに、まちの将来像について意見交換をしたのちに、緑の保全や緑化に向けて、自分たちができることやしたいこと取りまとめました。第3回では、「緑の基本計画の内容を共有する」をテーマに、久喜市緑の基本計画(案)について共有しました。



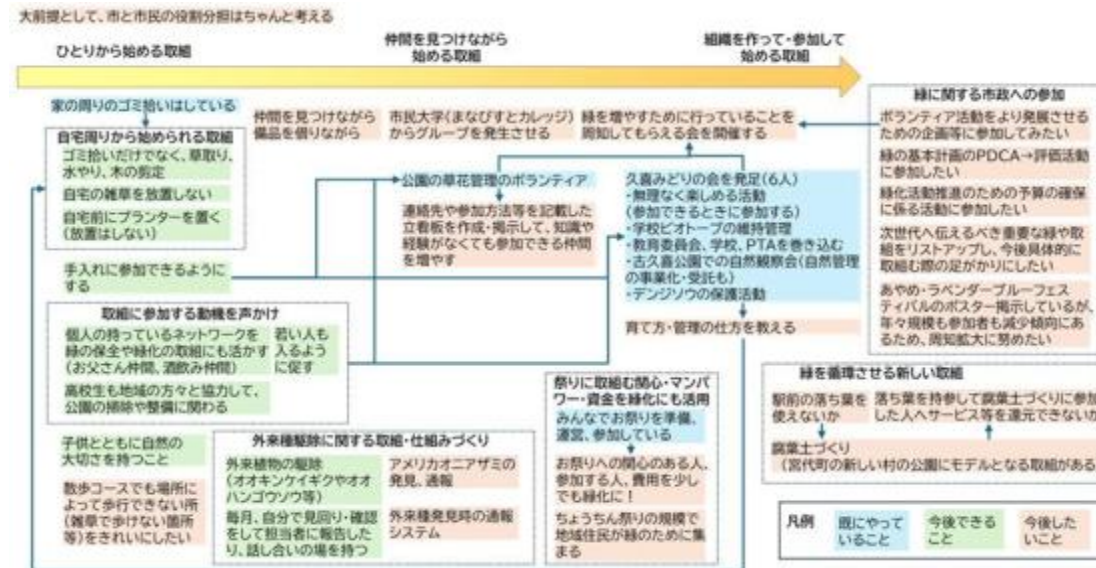
■久喜市緑の基本計画住民ワークショップ実施概要

回数	日程	会場	参加者数	実施テーマ
第1回	令和6年 6月12日(水) 14:30~16:30	久喜市役所 本庁舎会議室棟 第5・6会議室	9名	久喜市の大切にしたい緑や魅力的な場所はどこか、課題は何か考えよう
第2回	令和6年 8月10日(土) 10:00~12:00	ふれあいセンター久喜 3階第5会議室	10名	まちの将来像と自分たちでできることを考える
第3回	令和7年 1月15日(水) 14:30~16:30	ふれあいセンター久喜 3階第3~5会議室	8名	緑の基本計画の内容を共有する

■本市の緑の魅力・課題図



■緑の保全や緑化に向けて、自分たちができることやしたいこと



2.4 前回計画の取組・目標達成状況

前回計画の取組や目標達成状況を「まもる」、「ふやす」、「つなぐ」、「そだてる」の4つの取組ごとに整理します。

(1) 水と緑をまもる取組の実施状況

【主な取組の実施状況】

●市街化区域内

緑被率: 21.6%(H26年度)

→ 17.1%(R5年度) 4.5ポイント減少

●市全体

緑被率: 66.6%(H26年度)

→ 57.2%(R5年度) 9.4ポイント減少

●保存樹林

8か所(H28年度) → 6か所(R5年度) 2か所減少

●保存樹木

232本(H26年度) → 191本(R5年度) 41本減少

●生産緑地

40か所【5.52ha】(H26年度)

→ 28か所【3.66ha】(R5年度) 12か所【1.86ha】減少

○自然環境保全地区

5か所(H26年度)

→ 6か所(R5年度) 1か所増加(齋藤家屋敷林保全地区)

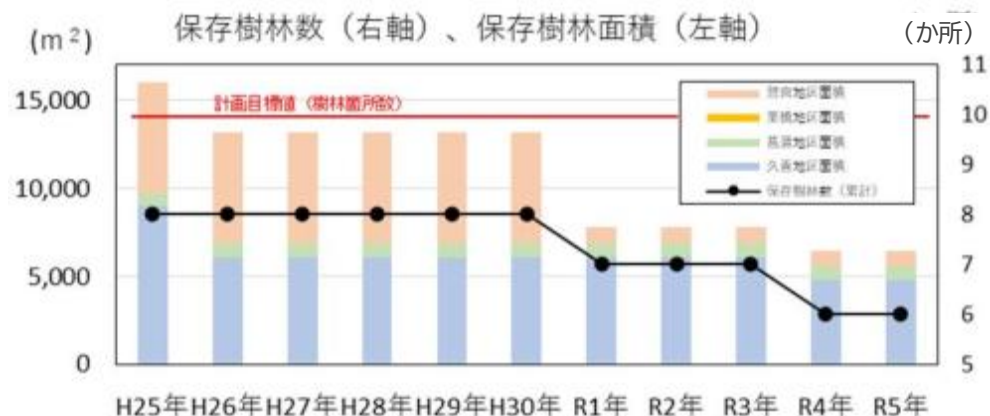
緑被率は、樹木・樹林、草地、田畑いずれにおいても減少しています。保存樹林面積は、平成25年度から平成26年度にかけて、及び平成30年度から令和元年度にかけて大きく減少しています。

保存樹木数は、令和元年度を境に横ばいから緩やかな減少傾向となっています。

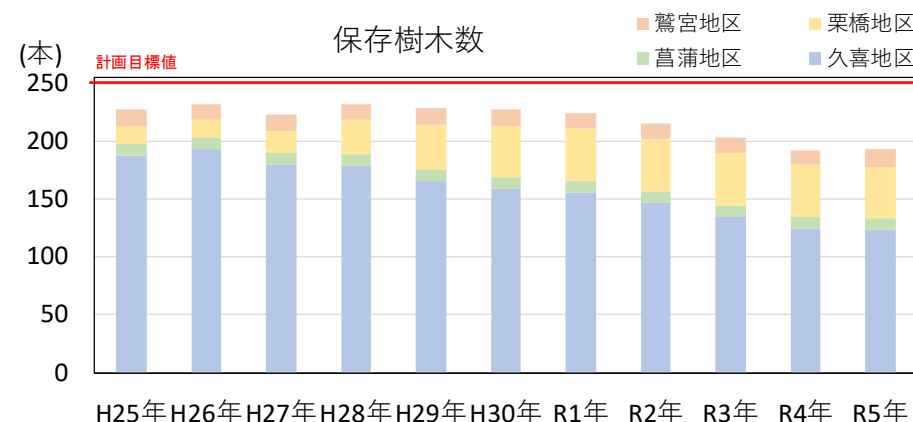
■緑の現況量と緑被率(再掲)

項目	平成26年	令和5年	増減
緑被地面積	5,490.2ha	4,716.8ha	-773.4 ha(-14.1%)
樹木・樹林	360.5ha	232.7ha	-127.8 ha(-35.5%)
草地	1,310.9ha	1,100.6ha	-210.3 ha(-16.0%)
田畑	3,818.8ha	3,383.6ha	-435.2 ha(-11.4%)
非緑被地面積	2,749.8ha	3,524.2ha	744.4ha(28.2%)
久喜市の面積	8,240.0ha	8,241.0ha	1.0ha(0.01%)
緑被率	66.6%	57.2%	-9.4ポイント

※久喜市の面積は、国土地理院の計測方法の変更により1ha変更している。(実面積の変更はない。)



■保存樹林数の推移



■保存樹木数の推移

(2)水と緑をふやす取組の実施状況

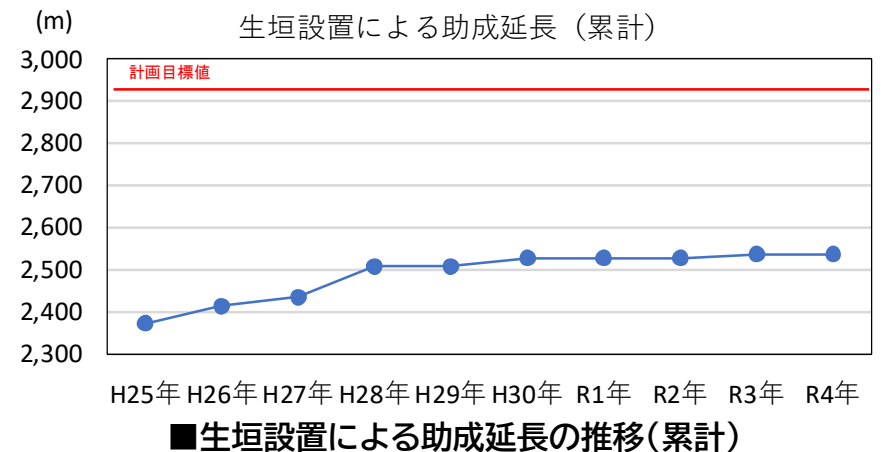
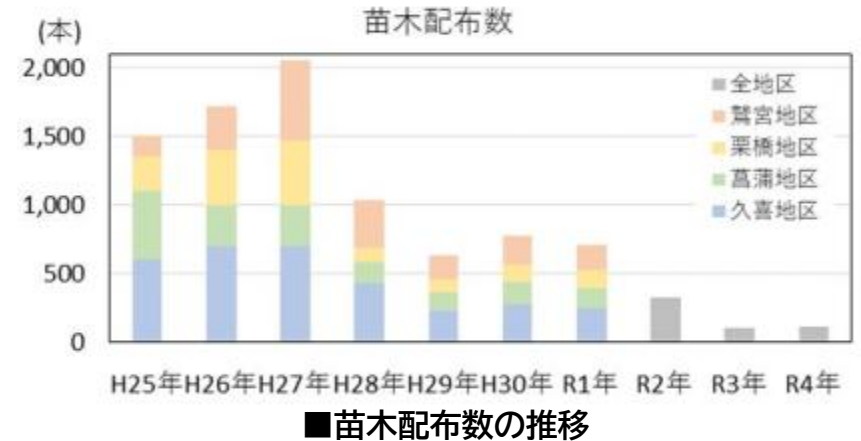
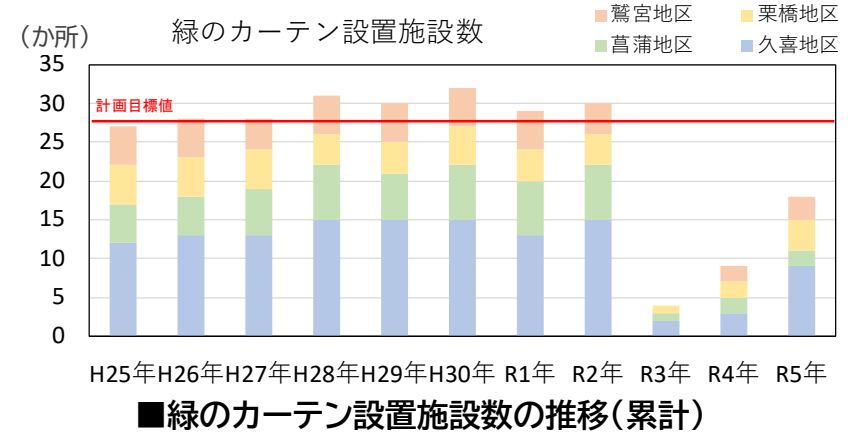
【主な取組の実施状況】

- 地区公園(上大崎運動公園)が減少
- 緑のカーテン設置数(累計)
27か所(H25年度)⇒18か所(R5年度) 9か所減少
- 苗木配布
1,510本(H25年度)⇒150本(R5年度) 1,360本減少
- 市民1人当たりの公園面積
8.8㎡/人(H25年度)⇒9.14㎡/人(R4年度) 0.34㎡/人増加
- 生垣設置による助成延長(累計)
2,373m(H25年度)⇒2,537m(R5年度) 164m増加
- 運動公園(菖蒲運動公園)が**増加**/街区公園が**7か所増加**

緑のカーテン設置施設数の推移(累計)は、令和3年度に大きく減少し、令和5年度で一定の回復がみられます。

苗木配布数は、平成28年度に大きく減少し、その後も減少傾向となっています。

生垣設置による助成延長の推移(累計)は、平成28年度以降ほぼ横ばい傾向となっています。



(3) 水と緑をつなぐ取組の実施状況

【主な取組の実施状況】

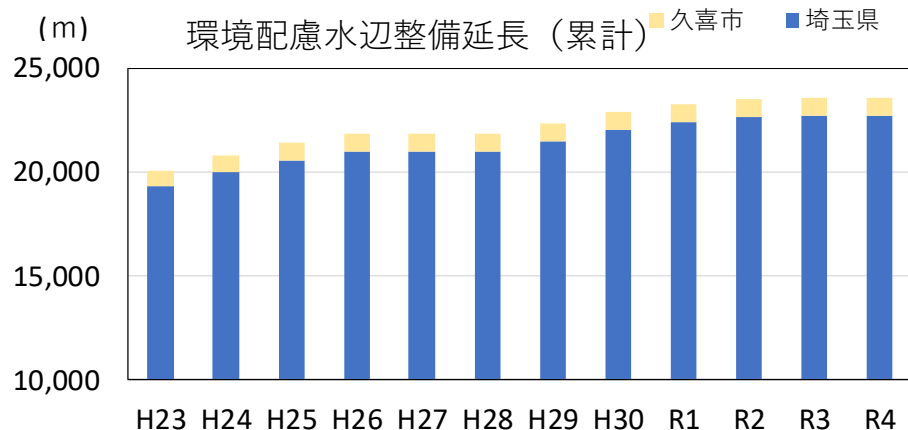
○多自然護岸化の推進(累計)

(県)20,573m(H25年度)→22,737m(R4年度) **2,164m増加**
 (市)838m(H25年度)→838m(R4年度) 変化なし

○街路樹の整備:久喜東停車場線にて850mの植樹帯を整備(R3年度)

○ふるさとの散歩道の指定:ウォーキングコースを設定し、HPで周知

多自然護岸の延長は、県事業により緩やかに増加し2,164m増加しました。



■本市における多自然護岸を含む自然環境に配慮した水辺環境の整備延長の推移(累計)

(4) 水と緑をそだてる取組の実施状況

【主な取組の実施状況】

●緑の推進員

17名(H25年度)→10名(R4年度) **7名減少**

●緑のリサイクルの推進

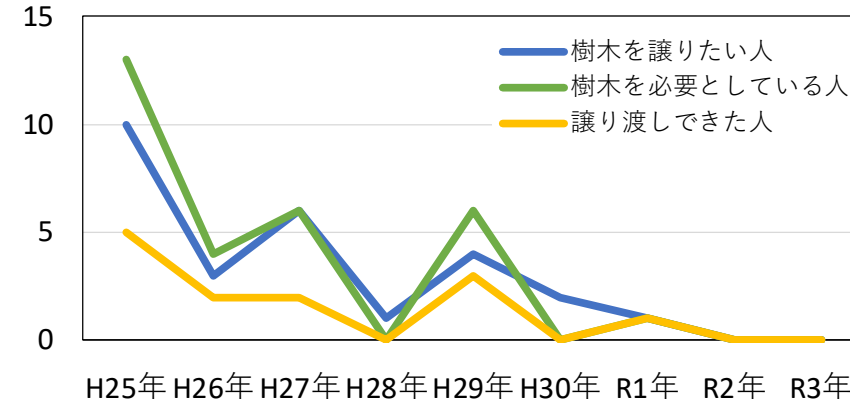
5件(H25年度)→0件(R3年度) **5件減少**

●自然観察会参加者数

86人(H25年度)→7人(R4年度) **79人減少**

緑の推進員は、参加者の高齢化などにより、減少しました。
 緑のリサイクルの推進にあたっては、移植費用が高額かつ需給が一致しないことから廃止することとしました。

緑のリサイクル登録・活用状況 (件数)



■緑のリサイクル登録・活用状況の推移(件数)

(5)目標の達成状況

前回計画では、11の目標設定を行っています。これらの目標達成状況を見ると、1指標達成、10指標が未達成という状況になっています。

■緑化に関する項目の達成状況

	緑の基本計画に関する指標	基準値(H25年度)	現状値※3 (R5年度)	目標値 (R6年度)	達成状況※3
「まもる」 水と緑を	緑被率(市全体)	66.6%	57.2%	66.6%	未達成 (基準値より減少)
	保存樹林数(累計)	8か所	6か所	10か所以上	未達成 (基準値より減少)
	保存樹木数(累計)	227本	191本	250本以上	未達成 (基準値より減少)
	自然環境保全地区の指定数(累計)	5か所	6か所	15か所	未達成 (基準値より増加)
	環境保全型農業推進事業実施面積	362a	961.4a※2	422.0a	達成済 (R4達成)
「かやす・つなぐ」 水と緑を	都市公園の整備(供用)面積(累計)	606,302㎡	648,266㎡※2	651,000㎡	未達成 (基準値より増加)
	公園・緑地等の整備数(累計)	283(282)か所※1	289か所※2	293か所	未達成 (基準値より増加)
	市民一人当たりの公園面積	8.80(8.90)㎡/人※1	9.14㎡/人※2	10.2㎡/人	未達成 (基準値より増加)
	生垣設置による助成延長(累計)	2,373m	2,537m※2	2,923m	未達成 (基準値より増加)
	緑のカーテン設置数	27か所	18か所	28か所以上	未達成 (基準値より減少)
「そだてる」 水と緑を	緑の推進員人数	17名	10名※2	50名	未達成 (基準値より減少)

※1:()内の数値は現行計画に記載されている値。統一基準で設定した値を設定。

※2:R4年度値

※3:現状値が基準値より減少したものを青色の網かけで表示。目標が達成されたものをオレンジ色の網かけで表示。

2.5 計画策定に向けての課題

以上を踏まえ、①法改正や社会情勢の変化から見た課題、②本市の緑の特性から見た課題、③市民ニーズから見た課題、④前回計画の取組状況から見た課題の4つの視点から計画策定に向けての課題を整理しました。

① 法改正や社会情勢の変化から見た課題

- 都市緑地法等の改正
- SDGsへの対応
- 生物多様性への配慮
- グリーンインフラやカーボンニュートラルの推進

- 緑の保全や緑化の推進にあたっては市民、事業者、行政の協働により目指していくことが必要です。
- 緑地や農地、水辺などの緑が有する多様な機能(生物生息環境、気候緩和、防災、健康増進レクリエーション、景観形成など)をグリーンインフラとして活用していくことが必要です。

② 本市の緑の特性から見た課題

- 宅地開発や工業立地等により、緑被率が減少
- まとまった樹林地や農地も大きく減少
- 希少な植物群落は衰退傾向
- 外来種は増加傾向
- 身近な公園の充足率は上昇したが、一人当たりの都市公園面積は都市公園法施行令で定める標準(10㎡/人)以下

- 現存の樹木・樹林を保全することで生物多様性の確保が必要です。
- 希少な植物群落が育成する河川や池沼、水田などの湿地帯を保全していくことが必要です。
- 特定外来生物の拡大を踏まえ、外来種被害予防三原則(入れない、捨てない、拡げない)の徹底が必要です。
- 今後とも身近な公園の適正配置が必要です。

③ 市民ニーズから見た課題

- 「身近な公園や広場の緑」、「田園風景の緑」がお気に入り
- 道路や公園の緑の手入れや自然と触れ合える場所が不満
- 「現在ある公園の施設内容や管理の充実」を重視
- 家庭で花や木を育てる、野菜を作るニーズが高い
- 市の取組認知度は低い、ワークショップの結果を踏まえるとボランティアニーズは一定程度あり

- 本市では、緑地量を増やしていくのではなく、現在ある緑を適正管理し、質の高い空間づくりを行っていくことが必要です。
- 市民との協働にあたっては、本市で行っている緑のまちづくりに向けた取組のPRを充実していくことが必要です。
- 市民が自分たちでできる取組の支援やボランティアとして活動できる場づくりを行っていくことが必要です。

④ 前回計画の取組状況から見た課題

- 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の対応などにより、多くの取組へ影響
- 緑地所有者の代替わりやボランティアの高齢化により取組が低迷

- 新型コロナウイルス感染症の流行を契機としてオープンスペースの充実が求められており、ふるさと散歩道など水や緑の魅力を伝える資源のPRと活用が必要です。
- 緑地の保全や緑化の推進を担うボランティアなどの育成を強化していくことが必要です。

第3章 基本理念と将来像

- 3.1 基本理念
- 3.2 水と緑の将来像
- 3.3 基本方針
- 3.4 計画目標

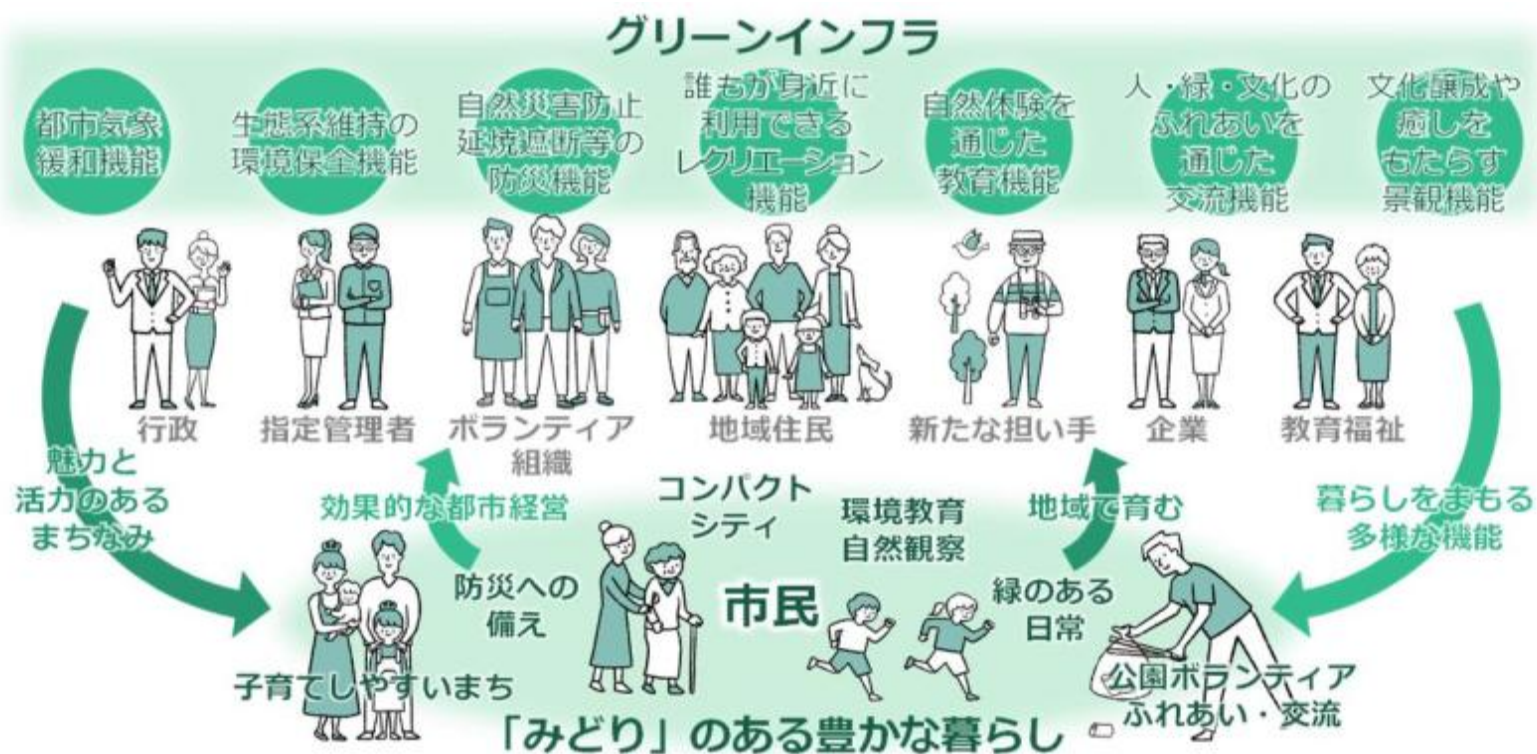


3.1 基本理念

基本理念では、第2次久喜市総合振興計画で掲げる「協働・共創のまちづくり」の視点を大切にしながら、本市が有する豊富な水資源(河川・用水路など)と地域固有の屋敷林・社寺林を持つ田園と調和した都市を未来に引き継ぐため、行政と市民が共創した取組により、みどりのある豊かな暮らしを実現することを目指します。

以上を踏まえ、緑の基本計画の基本理念を以下のとおり設定します。

水と緑が織りなす環境共創都市 <き>



■グリーンインフラを活用したみどりのある豊かな暮らしのイメージ

3.2 水と緑の将来像

(1) 基本的な考え方

本市の水と緑の将来像は、池沼や湿地、公園、社寺林などの「拠点」、河川や水路、道路(街路樹)などの「ネットワーク」、そして、水と緑の特性に応じて、住居系、産業系、農業系と性格付けをした「ゾーン」を構成要素として設定するものとします。

拠点

水と緑の拠点の形成

(池沼や湿地、公園、社寺林など)

- 水と緑の構成要素として、本市の中で大切にしたい場所であり、グリーンインフラの核となる拠点。

ネットワーク

水と緑のネットワークの形成

(河川や用水路、道路など)

- 河川や用水路、道路を骨格に、拠点をつないで水と緑のネットワークを形成し、水と緑によるグリーンインフラの効果を発揮するための軸。

ゾーン

水と緑のゾーンの形成

(住居系、産業系、農業系)

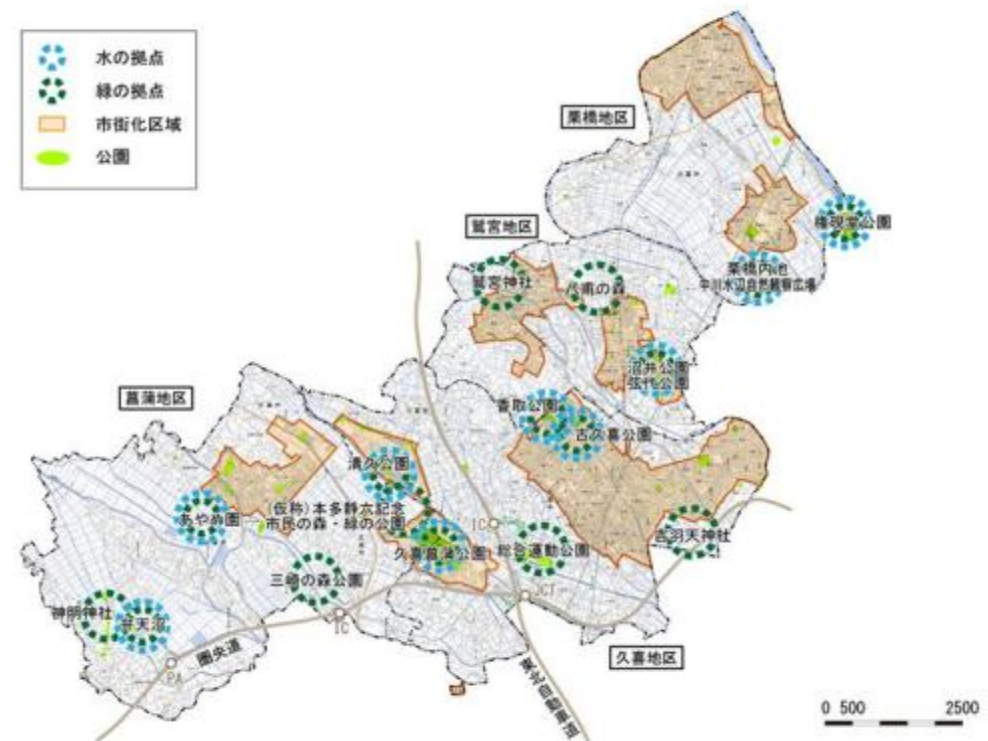
- まちの特性に応じて水と緑の保全・創出・育成のあり方を設定し拠点や軸を通じてグリーンインフラの効果を広く市内で感じられる環境を形成するゾーン。

■ 緑の基本計画における水と緑の将来像の考え方

(2) 水と緑の拠点

水と緑の拠点は、本市の中で大切にしたい場所であり、これらの拠点を守り、育てていくことで、グリーンインフラの核となる場所を設定します。

分類	位置づけ
水の拠点	守りたい自然環境を有する池沼や人とのふれあいが期待できる水辺
緑の拠点	大規模な公園や緑地、良好な自然環境を有する社寺林、自然とのふれあいが期待できる緑地

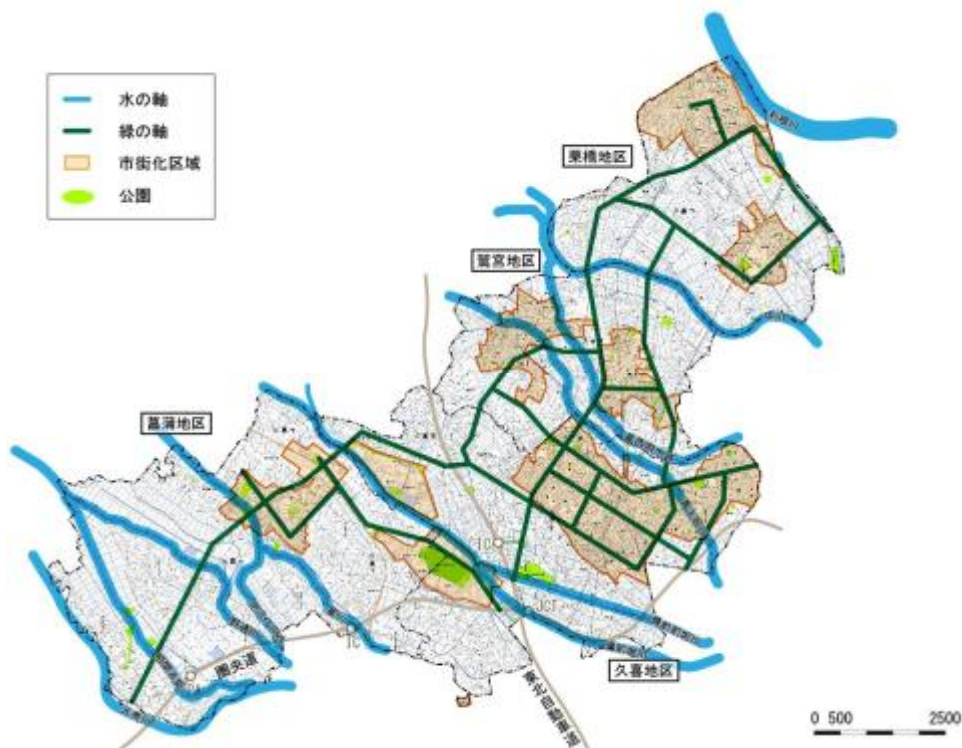


■ 久喜市における水と緑の拠点

(3)水と緑のネットワーク軸

水と緑のネットワークは、グリーンインフラの効果を効率的に発揮するため、水と緑の拠点を河川、用水路、道路(街路樹)でつなぐものとします。

分類	位置づけ
水の軸	おおむね市内を南北に流下する河川、用水路
緑の軸	おおむね市内を東西につなぐ主要道路の街路樹

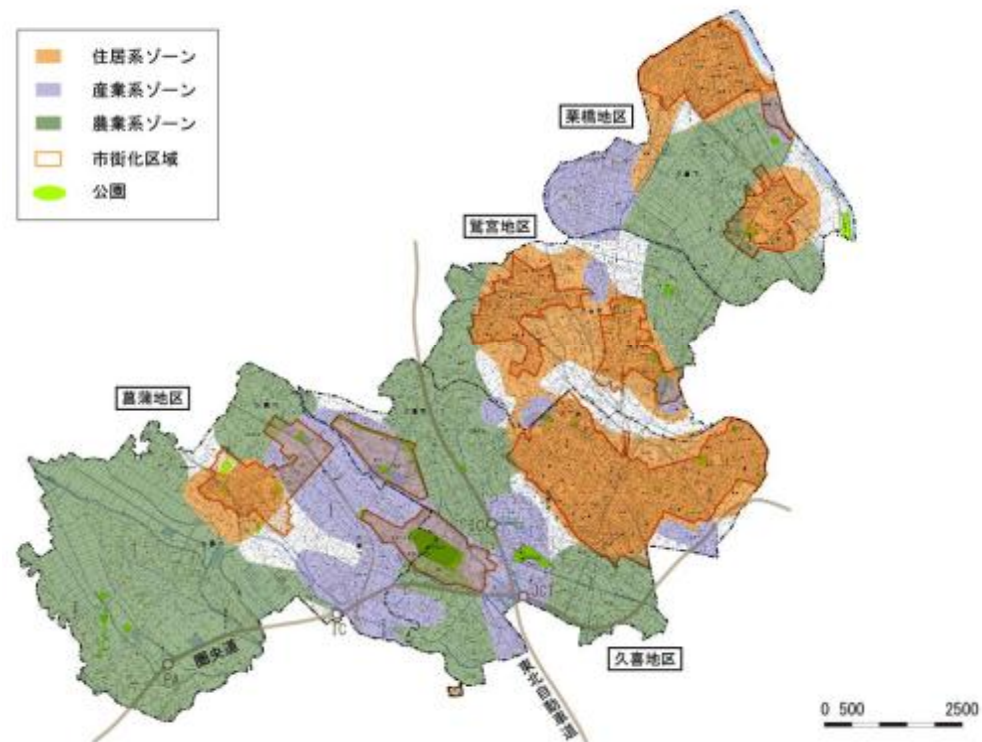


■久喜市における水と緑のネットワーク軸

(4)水と緑のゾーン

水と緑のゾーンは、市民が暮らす住居系ゾーンと工業団地を主体とする産業系ゾーン、本市を特徴づける農業系ゾーンとして設定し、拠点や軸を通じてグリーンインフラの効果を広く市内で感じられる環境形成をめざします。

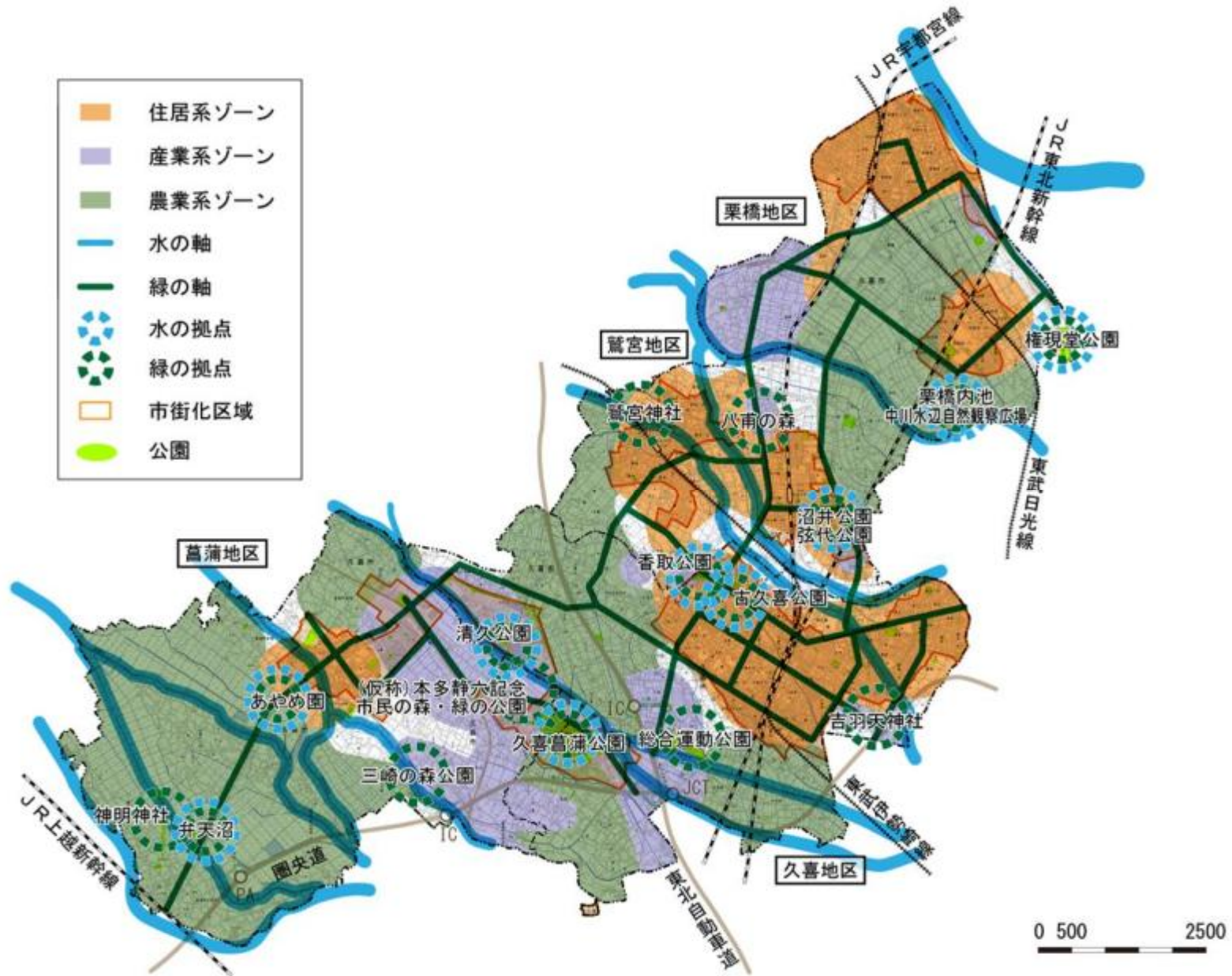
分類	位置づけ
住居系ゾーン	○行政と市民が協働して目に見える緑を増やし、育てていくゾーン。 ○特に本市を特徴づける屋敷林や保存樹木を保全していくとともに、身近な公園・広場の整備や公共施設等の緑化、生垣の設置促進を行っていくゾーン。
産業系ゾーン	○工業緑地などの面的・線的な緑を確保・育成していくゾーン。
農業系ゾーン	○農地が持つ緑地・防災等の多面的な機能を維持するため、農地の計画的な保全・活用を促進するゾーン。



■久喜市における水と緑のゾーン

(5) 将来像

(1)から(4)の内容を踏まえ、水と緑の将来像を以下のとおり設定します。



■久喜市における水と緑の将来像

3.3 基本方針

基本理念の「水と緑が織りなす環境共創都市 くき」を念頭に、水と緑の将来像を実現するために、水と緑を「まもる」、「ふやす」、「つなぐ」、「そだてる」の4つの基本方針を以下のとおり設定します。

1 本市を特徴づけ市民の誇りとなる 水と緑を“まもる”

市内の大部分は農地であり、台地部には畑地や果樹園が分布し、市街化調整区域には社寺林や屋敷林が多く分布しています。また、保存樹林や自然環境保全地区など、良好な自然環境が保全されている緑も市内に分布しています。

これらは、地域固有の田園と調和した本市を特徴づける貴重な緑であるものの、市全体として田畑や樹林地などの緑地が減少しています。

そのため…

まとまった樹林地や農地、既存住宅地の小さな緑などをできる限り守り次世代に引き継いでいくものとします。



■吉羽天神社周辺



■水田環境

2 市民の心が安らぎ、都市環境を向上する 水と緑を“ふやす”

市民にとっての緑の存在は、「心が安らぐ、心を癒す」、「自然と触れ合える」ものとして捉えられており、気に入っている場所を今後も大切にしていきたいとの意向も高い傾向を示しています。また、都市における緑は、防災機能を発揮する緑による安全・安心の向上や温室効果ガスの排出量の削減に寄与するなど、都市環境の向上に資するものとなっています。

そのため…

市民が集い、楽しみ、自然とふれあえる公園・広場の整備や公共施設等の緑化等を進めるとともに、都市のグリーンインフラとして、防災、環境負荷軽減、景観形成、レクリエーション提供などの多様な機能を有する水と緑の適正な配置を図ります。



■久喜菖蒲公園



■ボランティア団体による
緑化

3

生物多様性や都市の魅力を高める 水と緑を“つなぐ”

本市の水と緑のネットワークの骨格は、利根川、中川、青毛堀川、元荒川、葛西用水路、見沼代用水路などの河川・水路や街路樹、緑道などで構成されています。

これらの水と緑の骨格軸は、公園・広場や樹林地、水辺・湿地等を核としながら、連続性(エコロジカルネットワーク)を保つことにより、都市における生物多様性を確保するものとなっています。

また、市民生活においても市内にくまなく緑がある環境は、居心地が良いまちづくりに寄与し、人々の交流の活発化、都市の魅力の向上などにつながることが期待されます。

そのため…

市内の緑の核をつなぐ水と緑による有機的なネットワークを強化し、生物多様性の向上や都市の魅力の向上を図ります。



■青毛堀川の桜並木



■市役所通りの銀杏並木

4

市民・事業者・行政のみんなが協力して 水と緑を“そだてる”

現在、市内の緑を育てるために、緑の推進員や公園管理団体等による活動、生垣設置支援や緑のカーテン設置などの緑化事業などが取り組まれています。

緑を育てていくためには、市民や事業者等が水と緑と関わる活動を増やし、みどりによる地域の魅力の創出やみどりと関わる暮らしを通じて、暮らしやすさや幸福感が向上することが求められています。

そのため…

市、市民、活動団体、事業者などの連携を強め、みどりに関する取組や活動を促進することで、水と緑をみんなで育てる仕組みづくりに取り組みます。



■環境学習



■ボランティア団体による
植込み作業

3.4 計画目標

緑の基本計画の基本方針に基づき、緑地の保全及び緑化を推進するための将来目標を以下のとおり設定します。なお、計画目標は、緑地の保全につながる「水と緑をまもる」目標、緑化の推進につながる「水と緑をふやす・つなぐ」目標、それを市民との協働・共創で行う「水と緑を育てる」目標の3つの視点から設定しています。

(1) 水と緑をまもる目標

重点施策である「樹木・樹林の保全」や「苗木の配布」を通じた市と市民の協働による緑化の推進や自然環境保全地区の維持などの取組により市全域の緑被率を維持していくものとします。

	基準値	中間目標	計画目標
市全域の緑被率	(R5年度) 57.2%	(R11年度) —%	(R16年度) 57.2%
保存樹林数(累計)	(R5年度) 6か所	(R11年度) 6か所	(R16年度) 6か所以上
保存樹木数(累計)	(R5年度) 191本	(R11年度) 191本	(R16年度) 191本以上
自然環境保全地区の指定数(累計)	(R5年度) 6か所	(R11年度) 6か所	(R16年度) 6か所

(2) 水と緑をふやす・つなぐ目標

重点施策である(仮)本多静六記念市民の森・緑の公園をはじめとした公園整備や「緑のカーテン」「生垣設置」の推進などにより市と市民が協働しながら市内の緑をふやし・つなげていくものとします。

	基準値	中間目標	計画目標
市民一人当たりの都市公園面積	(R4年度) 7.4㎡/人	(R11年度) 8.5㎡/人	(R16年度) 8.9㎡/人
生垣設置による助成延長(累計)	(R4年度) 2,537m	(R11年度) 2,577m	(R16年度) 2,603m

(3) 水と緑をそだてる目標

重点施策である「緑化推進の情報提供」を行い、市民の緑地保全・緑化推進の関心を高め、「緑の推進員の活動支援」などボランティア活動への取組支援を充実することで市と市民の協働体制を強化していくものとします。

	基準値	中間目標	計画目標
市が行っている緑化の取組を知らない人の割合	(R5年度) 平均65%	(R11年度) —%	(R16年度) 平均50%以下
緑の推進員人数	(R4年度) 10名	(R11年度) 14名	(R16年度) 17名
公園の地元管理団体数	(R6年度) 118団体	(R11年度) 122団体	(R16年度) 127団体
地元管理公園数	(R6年度) 155か所	(R11年度) 161か所	(R16年度) 167か所



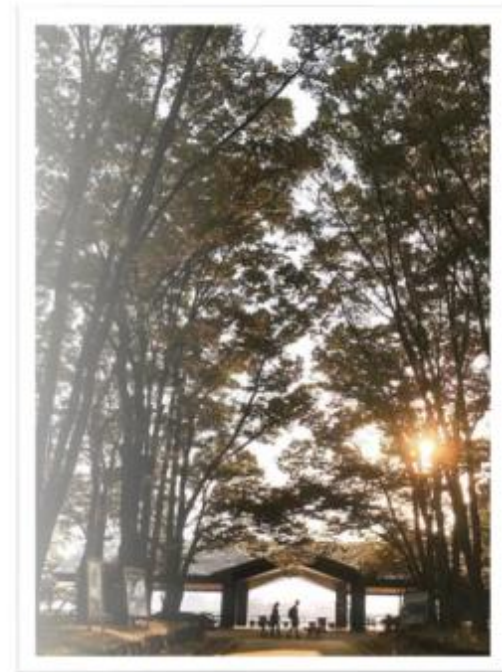
■河津桜植栽プロジェクト



■子ども自然観察会

第4章 緑地の保全と緑化の推進に向けた 施策展開

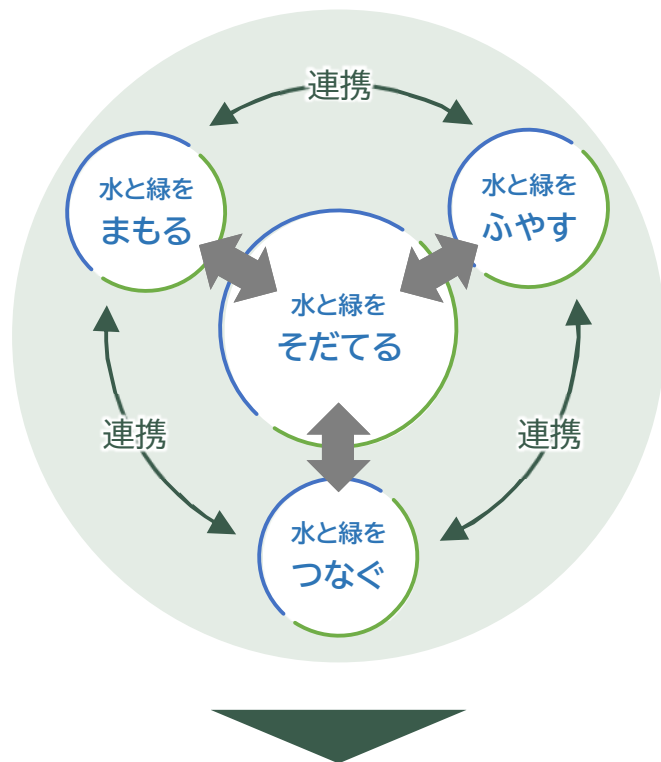
- 4.1 施策展開の考え方
- 4.2 方針別の施策展開
- 4.3 重点施策



4.1 施策展開の考え方

緑の保全や緑化の推進にあたっては市、市民、活動団体、事業者の連携を強め、協働の取組として行っていくことが求められています。

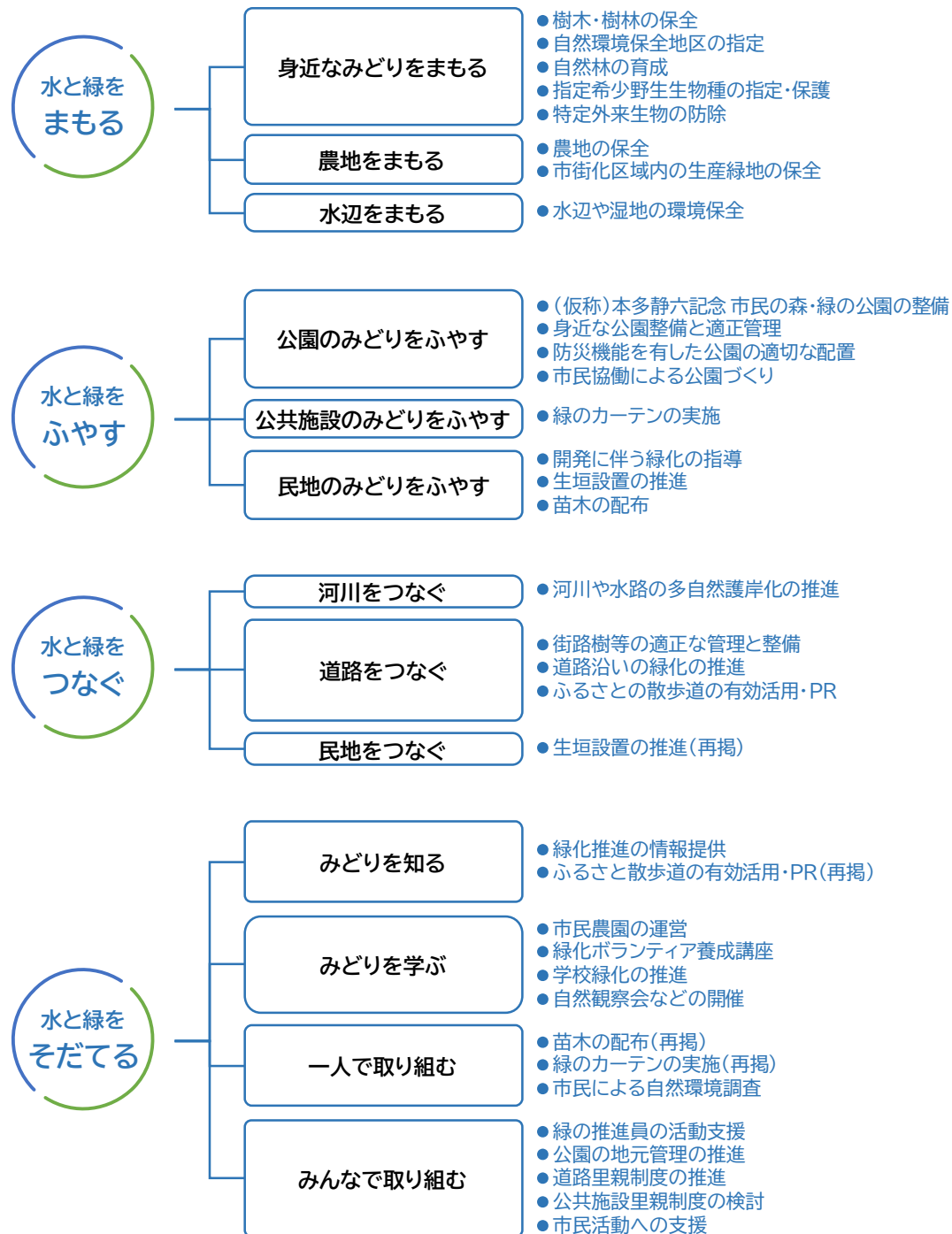
そのため、協働の取組である「水と緑をそだてる」取組を充実・強化し、施策展開を行っていくものとします。



市民などと協働を推し進めていくため、上記に基づく施策のうち直接的な取組効果が高く、協働の取組を波及していくものを重点施策として設定し、先導的に取り組んでいきます。

■施策展開の考え方

以上を踏まえ、右のとおり施策を設定します。



4.2 方針別の施策展開

(1) 水と緑をまもる施策

現況・課題

- 開発等の影響により樹林地、草地、農地が減少し、緑被率が66.6% (H26年度)から57.2%(R5年度)と9.4ポイント低下しています。
- 500㎡以上の樹林地の減少が大きく、保存樹木も227本 (H25年度)から191本(R5年度)に減少しています。
- 一方で外来種は増加傾向にあります。

市民ニーズ（ワークショップ・アンケート）

- アンケート調査では「田園風景の緑」を気に入っており、「樹林地の保全」を望む市民が多くなっています(いずれも2番目に多い回答)。
- ワークショップでは、社寺林、屋敷林、田園風景を大切にしたいという意見が多く挙げられています。また、今後したい取組としては、外来種駆除が挙げられています。

社会情勢・法制度の改正

- 緑地の多様な機能(グリーンインフラとしての活用)が期待されています。
- 緑地に農地を位置づけ、緑の基本計画に記載することが求められています。

施策の方向性

- 自然環境の保全に関する条例や自然環境の保全奨励金の交付、樹木及び樹林の保存に関する奨励金の交付などの取組について引き続き実施していくことで、多様な生物の生息・生育環境を保全していきます。
- 河川や池沼、水田等の湿地帯の保全や多自然化も併せて行うことにより、本市に生育生息する希少種(カワラマツバ、コキツネノボタン、ヒメシロアサザなど)や典型性(湿地性や河川域の動植物)を維持していくものとします。
- 特定外来生物の拡大を踏まえ、外来種被害予防三原則(入れない、捨てない、拡げない)の徹底を行っていくものとします。



■ 栗橋内池保全地区樹林

●重点地区：施策の取組内容や緑が大きく減少した地区

施策名	施策概要	対象地区				担当課
		久喜	菖蒲	栗橋	鷺宮	
樹木・樹林の保存	これまでの実績として令和5年度末で、樹木191本、樹林6か所6,437㎡が保存されており、市の緑の保全に寄与していることから、今後とも一定の基準を満たす樹木及び樹林について、所有者又は管理者の申請に基づき、保存樹木・保存樹林に指定し、その適切な維持管理を図るための奨励金を交付します。	●	○	○	●	公園緑地課
自然環境保全地区の指定	現在指定されている6地区については今後も良好な管理状態が維持されるよう努めます。 また、指定の拡大については候補地を常時募集しており、市HP等で市民への呼びかけを続けていきます。	○	○	○	○	環境課
自然林の育成	市内3か所で自然林や森の育成を目的とした植樹を行っており、引き続き樹木の成長を見守ります。なお、施設の改修を予定している場所については、その改修内容に応じた樹木の保存に努めます。	○	○	○		スポーツ振興課 公園緑地課
指定希少野生生物種の指定・保護	「久喜市自然環境の保全に関する条例」に基づき、特に保護する必要があると認める種を「指定希少野生生物種」として指定し、採取や捕獲などを禁止します。	○	○	○	○	環境課
特定外来生物の防除	「外来生物法」、「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系や生活環境等への被害防止を推進します。	○	○	○	○	環境課
農地の保全	良好な景観の形成、動植物の生息・生育空間、雨水の流出抑制や浸水被害の軽減といったグリーンインフラとしての多面的な役割を担う農地の保全を図ります。	○	○	○	○	農業振興課 農業委員会 事務局
市街化区域内の生産緑地の保全	特定生産緑地地区に指定した地区は、指定後10年ごとに所有者等に指定期限の延長の意向を確認します。 所有者等が期限の延長を希望する場合、指定期限の延長(10年間)の公示を行い、市街化区域内の生産緑地の保全を図ります。	●		○		公園緑地課
水辺や湿地の環境の保全	市内の河川や池沼などの身近な水辺の維持管理を推進します。	○	○	○	○	環境課 治水河川課

(2)水と緑をふやす施策

現況・課題

- 平成26年以降、7つの街区公園が整備され、身近な公園充足率が82.2%(H26年度)から85.2%(R5年度)と3ポイント上昇しています。
- 一人当たり都市公園等面積は全国平均10.8㎡/人(R4年度)に比べ7.4㎡/人(R4年度)と低い値を示しています。
- 緑のカーテン設置数も27か所(H25年度)から18か所(R5年度)と減少しています。

市民ニーズ（ワークショップ・アンケート）

- アンケート調査では、本市の緑の気に入っているところとして、「身近な公園や広場の緑」が最も多くの回答を集めました。一方で、本市の緑で不満なところとしては、「道路や公園の緑の手入れが不十分」が最も多くの回答を集めています。
- 現在ある公園の施設内容や管理の充実を望む市民が多い状況です。
- ワークショップでは、大切にしたい緑、魅力的な場所として多くの公園が挙げられています。また、今後、公園の維持管理に参加したいといった意見も挙げられています。

社会情勢・法制度の改正

- 都市公園においては、飲食店、売店等の施設で得た収益を、公園施設の維持管理費用等に充てるという新たな取組(公募設置管理制度:Park-PFI)も始まっています。

施策の方向性

- 身近な公園の充足率については、増加しているものの、公園が不足しているエリアが存在していることから、引き続き公園の整備を推進していきます。
- 公園の整備・管理にあたっては、民間活力の導入を検討するとともに、市民、企業、行政の連携・協働による取組を推進していきます。
- 緑のカーテン事業を中心に公共施設の緑化推進を継続的に行っていきます。
- 民間事業者等による開発行為に対しては、引き続き適切な緑化の指導を行うとともに、生垣の設置推進や苗木の配布を通じて、民地の緑を増やす取組を推進します。



■緑のカーテン

施策名	施策概要	対象地区				担当課
		久喜	菖蒲	栗橋	鷺宮	
(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備	公園は、本市出身で「日本の公園の父」と称される本多静六博士の理念を踏まえ、緑豊かで市民の憩いの場を創出することを目的に整備し、さらに、隣接する新ごみ処理施設及び余熱利用施設と一体的に整備することにより、一つの場所でいくつもの楽しみを体験できる新たな賑わいの場を創出します。		○			資源循環推進課
身近な公園整備と適正管理	身近な公園の充足率を高めるために、栗橋駅西地区等の公園を順次整備するとともに、市民参加をはじめとした様々な手法により、公園の適正な維持管理を推進します。			○		公園緑地課
防災設備を有する公園の 適切な配置	本市の防災機能の向上を図るため、電源付きソーラー照明灯やかまどベンチ等の防災設備を有する公園を整備します。			○		公園緑地課
市民協働による公園づくり	公園等の緑化の推進及び環境の保全に寄与していることから、環境美化活動をするボランティア団体に花苗等を配布し、公園等の緑化を図る環境美化事業を推進します。	○	○	○	○	公園緑地課
緑のカーテンの実施	これまで公共施設で実施していた緑のカーテンを継続的に実施するほか、市民協働の取組とすることを検討します。	●	○	○	○	環境課
開発に伴う緑化の指導	開発行為者に対し、開発区域面積に応じた公園、緑地又は広場を設けることを指導します。	○	○	○	○	都市計画課 公園緑地課
生垣設置の推進	これまでの実績として計17件、総延長303.5mの生垣が設置されており、緑化の推進と災害防止に寄与していることから、今後とも生垣の設置に対する助成を行います。	○	○	○	○	公園緑地課
苗木の配布	緑化の推進及び市民の緑化意識の向上に寄与していることから、今後とも苗木の配布を実施します。	○	○	○	○	公園緑地課

(3)水と緑をつなぐ施策

現況・課題

- 緑の拠点をつなぐネットワークはおおむねできていることからこれらを維持していくことが必要です。
- 多自然護岸化は平成25年度に比べ、おおむね2km整備され、街路樹もおおむね1km整備されています。
- 生垣設置による助成延長も若干増加しています。
- ふるさとの散歩道は整備が完了し、利活用の段階へシフトしています。

市民ニーズ（ワークショップ・アンケート）

- アンケート調査では、本市の緑で不満なところとしては、「道路や公園の緑の手入れが不十分」が最も多くの回答を集めています。
- ワークショップでは、桜堤や桜並木などが大切にしたい緑として挙げられています。また、ベンチや木陰をつくってほしい、四季折々の花を植える取組がよいといった意見の他、自分たちで散歩コースをきれいにしたいといった意見も挙げられています。

社会情勢・法制度の改正

- グリーンインフラの取組として、全国では、河川を基軸とした生態系ネットワーク形成が展開されています。

施策の方向性

- 利根川をはじめ、中小河川、用排水路における多自然川づくりの推進や河岸の適切な管理（清掃、草刈り等）により、緑の拠点をつなぐネットワークを形成します。
- 道路については、現状で整備されている街路樹などの適切な管理を行うことにより、緑の拠点をつなぐ道路ネットワークの維持を図ります。
- 水辺や道路だけでなく、民地における緑化の促進を行うことで、市全体の緑のネットワークの充実につなげます。



■見沼代用水浴い

施策名	施策概要	対象地区				担当課
		久喜	菖蒲	栗橋	鷺宮	
河川や水路の多自然護岸化の推進	河川や水路を対象に、多様な生きものの生育の場として保全・創出していくため、多自然護岸などの自然環境に配慮した水辺環境の整備を推進します。	○	○	○	○	農業振興課 治水河川課
街路樹等の適正な管理と整備	地域の生態系、樹木の生育状況、景観、安全等を考慮し、街路樹等の適正な管理と整備を推進します。 なお、街路樹等の管理にあたっては、平成29年3月29日に策定した街路樹管理指針に基づき行うものとしします。	○	○	○	○	道路維持課 道路建設課
道路沿いの緑化の推進	道路沿いの緑化の推進及び環境の保全に寄与していることから、環境美化活動をするボランティア団体に花苗等を配布し、道路沿いの緑化を図る環境美事業を推進します。	○	○	○	○	公園緑地課
ふるさとの散歩道の有効活用・PR	葛西用水路や青毛堀川等を周遊できるウォーキングコースをふるさとの散歩道として有効活用するため、HP等で周知を図ります。	○	○	○	○	商工観光課
生垣設置の推進(再掲)	これまでの実績として計17件、総延長303.5mの生垣が設置されており、緑化の推進と災害防止に寄与していることから、今後とも生垣の設置に対する助成を行います。	○	○	○	○	公園緑地課

(4)水と緑をそだてる施策

現況・課題

- 保存樹木の取り組みは、227本(H25年度)から191本(R5年度)に減少しています。(再掲)
- 苗木配布も1,510本(H25年度)から110本(R4年度)と大きく減少しています。
- 緑の推進員も高齢化により17名(H25年度)から10名(R5年度)へ減少しています。

市民ニーズ（ワークショップ・アンケート）

- アンケート調査では「市と協力する緑化ボランティア」のニーズが一定程度あるが、支援制度のPRが不足しています。
- ワークショップでは、学校ビオトープの維持管理や公園の維持管理、外来種駆除への取組の参画意向も伺える結果となっています。

社会情勢・法制度の改正

- SDGsの対応として、緑地の保全や緑化の推進にあたっては、市民、事業者、行政の協働により目指していくことが求められています。

施策の方向性

- 本市の緑のまちづくりに向けた取組の認知度が低いことから、まず、これらの情報発信を充実することで、市民の緑に対する関心を喚起します。
- 緑に対する関心を喚起し、緑地の保全や緑化の推進の担い手を増やすため、こどもたちへの学び場の提供や自然観察会の開催、ボランティアの養成など、緑についての学びの場を提供します。
- ボランティアなど緑地の保全や緑化の推進の担い手に対し、活動する場を提供することで、本計画の取組を実効性のあるものにします。



■自然観察会

施策名	施策概要	対象地区				担当課
		久喜	菖蒲	栗橋	鷺宮	
緑化推進の情報提供	緑化推進に対する情報提供不足を解消するため、今後とも市ホームページや広報紙にて周知の徹底を図ります。	○	○	○	○	公園緑地課
ふるさとの散歩道の有効活用・PR(再掲)	葛西用水路や青毛堀川等を周遊できるウォーキングコースをふるさとの散歩道として有効活用するため、HP等で周知を図ります。	○	○	○	○	商工観光課
市民農園の運営	人と農のかかわりや田園環境についての理解を深め、農業者と農村を取り巻く都市住民との交流を促進する市民農園について、今後とも適切な運用を図ります。	○	○	○	○	農業振興課
緑化ボランティアの養成	市内活動団体と連携して、緑の育て方や管理の仕方を学ぶ緑化ボランティアの養成を検討します。	○	○	○	○	公園緑地課
学校緑化の推進	地域の方と連携して、こどもたちに緑や生き物に対する学びの場を提供します。	○	○	○	○	指導課
自然観察会などの開催	次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育として重要であることから、今後とも自然観察会などの開催を行います。	○	○	○	○	環境課
苗木の配布(再掲)	緑化の推進及び市民の緑化意識の向上に寄与していることから、今後とも苗木の配布を実施します。	○	○	○	○	公園緑地課

施策名	施策概要	対象地区				担当課
		久喜	菖蒲	栗橋	鷺宮	
緑のカーテンの実施(再掲)	これまで公共施設で実施していた緑のカーテンを継続的に実施するほか、市民協働の取組とすることを検討します。	●	○	○	○	環境課
市民による自然環境調査	市民が主体の自然環境調査を継続して実施し、自然環境のより深い把握、情報の蓄積を行い、緑豊かなまちづくりを推進します。	○	○	○	○	環境課
緑の推進員の活動支援	緑の推進員同士の交流を深めるとともに、連携した活動を進めるための貴重な機会となっていることから、今後とも緑の推進員との情報交換会の実施や活動支援を図ります。	○	○	○	○	公園緑地課
公園の地元管理の推進	令和6年現在で155公園を地元管理で行っており、今後とも地元管理の公園を拡大していきます。	○	○	○	○	公園緑地課
道路里親制度の推進	住民との協働により、快適で美しい道路環境づくりを推進するため、住民団体等を里親として認定し、活動に必要な用具の支給を行なう道路里親制度について、今後とも推進します。	○	○	○	○	建設管理課
公共施設里親制度の検討	道路で実施している里親制度を公共施設全体に拡大して実施することを検討します。	○	○	○	○	各施設管理者
市民活動への支援	「みどりの活動支援補助事業」を活用し、市民が行うみどりを創出・活用する事業を支援します。	○	○	○	○	公園緑地課

4.3 重点施策

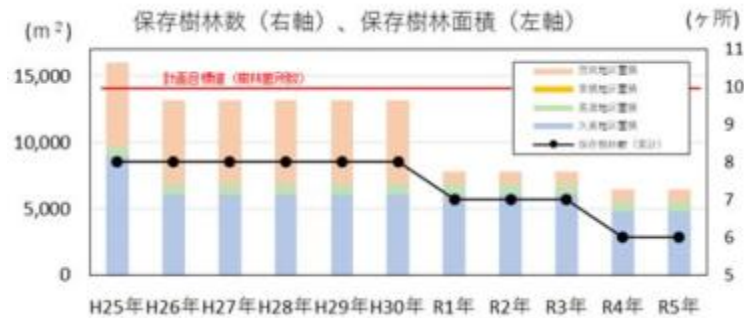
重点施策については、4.1施策展開の考え方を踏まえ、以下の5事業を選定します。

視点	施策名	選定理由
まもる	樹木・樹林の保存	久喜市の緑を特徴づける緑の保全を直接的に支える取組であること、市民との協働の取組であることから選定
ふやす	(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備	1人当たりの都市公園等面積を大きく引き上げる事業であるとともに官民連携の取組であることから選定
ふやす そだてる	苗木の配布	市民アンケートより、家庭で花や木を育てる市民ニーズが最も高く、市民の緑をふやす取組としての必要性が高いことから選定
そだてる	緑化推進の情報提供	市民アンケート調査結果によると、緑化推進に関する取組について約8割が知らないと回答しており、市民との協働の取組を進める上でまず必要な取組であることから選定
そだてる	緑の推進員の活動支援	推進員の高齢化により、今後の緑化推進の取組への支障が考えられることから、活動支援を重点化し、ボランティアの確保を図ることが重要であることから選定

重点施策①：樹木・樹林の保存

現状と課題

- 保存樹林は、平成25年度から2か所減少し、樹林面積も大幅に減少しています。
- 保存樹木も、平成25年度から一時、増加したものの、平成29年度から減少傾向にあり、令和5年度で191本となっています。
- 地区別に見ると、保存樹林は久喜地区と鷲宮地区で、保存樹木は、久喜地区で大きく減少しています。



■保存樹林数の推移



■保存樹木数の推移

計画目標

保存樹木/樹林数
6か所/191本(R5年度) → 現状以上(R16年度)

取組内容

- 緑豊かな住み良い環境づくりに寄与することを目的とし、樹木及び樹林の指定と、その適切な維持管理を図るための奨励金制度を活用して、樹木・樹林の保存を今後とも行っていきます。
- 樹木・樹林の減少が著しい久喜地区と鷲宮地区を重点地区として設定し、所有者・管理者に対し、働きかけを行っていくことで、現状の保存樹林数及び保存樹木数の維持に努めます。
- さらに、重点施策④の取組と連携して、奨励金制度の普及啓発を行うことで、新たな指定の動きにつなげます。

●指定基準

(樹木)

- ・ その樹木が健全で、かつ、樹木の姿が美観上すぐれ、地域住民に親しまれていること。
- ・ 地上1.2メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上あり、樹木の高さが15メートル以上あること。

(樹林)

- ・ その集団に属する樹木が健全で整然としており、地元住民の心の安らぎとなっていること。
- ・ 樹林のある土地の面積が500平方メートル以上あること。

●奨励金

奨励金の額

区分	交付対象者	交付基準額	年度途中において指定・変更・解除の場合
樹木	所有者又は管理者	1本当たり(年額) 1,800円	
樹林	所有者又は管理者	地積に応じ地積平方メートル当たり8円を乗じた額(年額)	(1/12)×当該年度の指定(植栽管理)月数

■樹木・樹林奨励金制度の概要

重点施策②: (仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備

整備の概要

公園は、本市出身で「日本の公園の父」と称される本多静六博士の理念を踏まえ、緑豊かで市民の憩いの場を創出することを目的に整備し、さらに、隣接する新ごみ処理施設及び余熱利用施設と一体的に整備することにより、一つの場所でいくつもの楽しみを体験できる新たな賑わいの場を創出します。

計画地の概要



計画目標

市民1人当たりの都市公園面積
7.4㎡/人(R4年度)→8.9㎡/人(R16年度)

整備する施設

導入施設		主な諸室構成
公園施設	公園機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキング・ランニングコース ・芝生広場 ・遊具(インクルーシブ遊具を含む) ・バーベキューエリア ・水遊び場 ・本多静六博士を顕彰する森 ・調整池機能 ・園路等公園施設
	その他	駐車場、駐輪場

整備イメージ

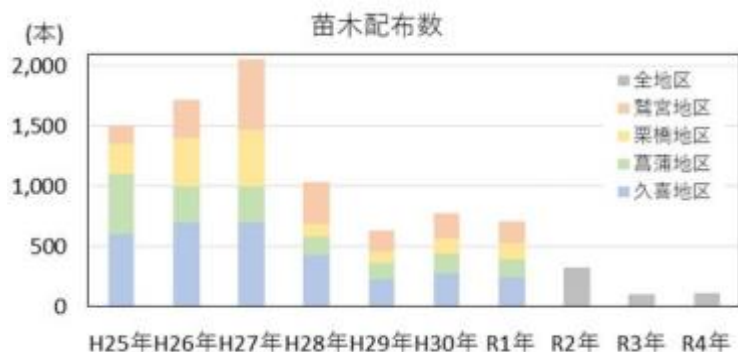


重点施策③：苗木の配布

計画目標 苗木の配布数110本(R4年度)→500本(R16年度)

現状と課題

- 苗木配布数は平成25年度には1,510本配布していたが、令和4年度には110本まで減少しています。
- 一方、市民アンケート調査によると市民が緑豊かなまちづくりに向けてほしいことは「家庭で花や木を育てる」が一番多く回答されています。



■苗木配布数の推移

取組内容

- 市民ニーズから浮き彫りになった「家庭で花や木を育てる」取組を支援するため、苗木の配布の充実を図ります。
- 配布にあたっては、市民が多く利用する市役所などの公共施設や地元のお祭り・イベントでの配布を行うことで、より多くの市民に関心を持ち参画してもらえるようにします。



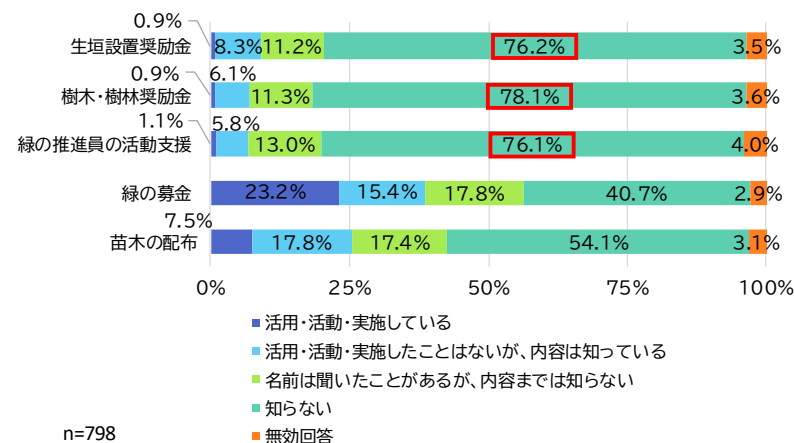
■苗木配布の実施風景

重点施策④：緑化推進の情報提供

計画目標 市が行っている緑化の取組を知らない人の割合 平均65%(R5年度)→平均50%以下(R16年度)

現状と課題

- 「生垣設置奨励金」、「樹木・樹林奨励金」、「緑の推進員の活動支援」は、約8割の人が「知らない」と回答しており、情報提供の充実が求められています。



■市民アンケート調査結果(R5年度)

取組内容

- これまでも実施してきた市HPや広報紙への掲載、SNSへの投稿などは引き続き実施するものとします。
- イベントのブース出展やQRコードを用いた情報発信など緑化に関する新たな情報提供手法についても今後、検討します。

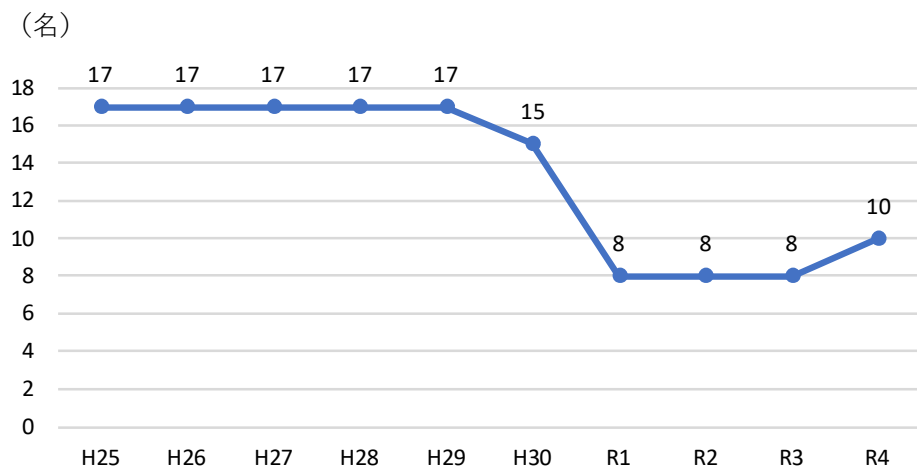


■情報提供例

重点施策⑤：緑の推進員の活動支援

現状と課題

- 緑の推進員は、市と市民が協力して緑の保全と緑化を推進していくため、定員30名以内として市が委嘱しています。
- 緑の推進員の高齢化や執務場所の移転により活動の負担が大きくなったことから、平成25年度の現行計画の基準値17名より7名減少し、令和4年度現在10名となっています。
- 主な活動内容については、公園や農業用水・排水路などの美化・清掃活動や観察会・講演会の実施、緑のカーテンなどの緑化活動、要注意外来生物などの外来種防除、小学校ビオトープの整備が継続的に行われているほか、市内の動植物調査などが行われています。



■緑の推進員の推移

計画目標

緑の推進員人数10名(R4年度)→17名(R16年度)

取組内容

- 今後は、これまでの緑の推進員の活動体制の維持を目指し、緑の推進員同士の交流を深めるとともに、連携した活動を進めるための活動支援を行うものとします。

■緑の推進員制度

役割

- 市の緑に関する計画に掲げる緑づくりの考え方や方針に関する普及啓発を行うこと
- 市が行う緑化関係行事に積極的に参加し、又は協力すること
- 市が行う緑の保全及び緑化の推進に参考となる意見及び情報の提供を行うこと

公募条件

- 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- 緑の保全及び緑化について意欲のある者

報酬

- 緑の推進員は、無報酬とする

任期

- 緑の推進員の任期は、3年とする

第5章 計画の推進に向けて

5.1 推進体制

5.2 計画の進行管理

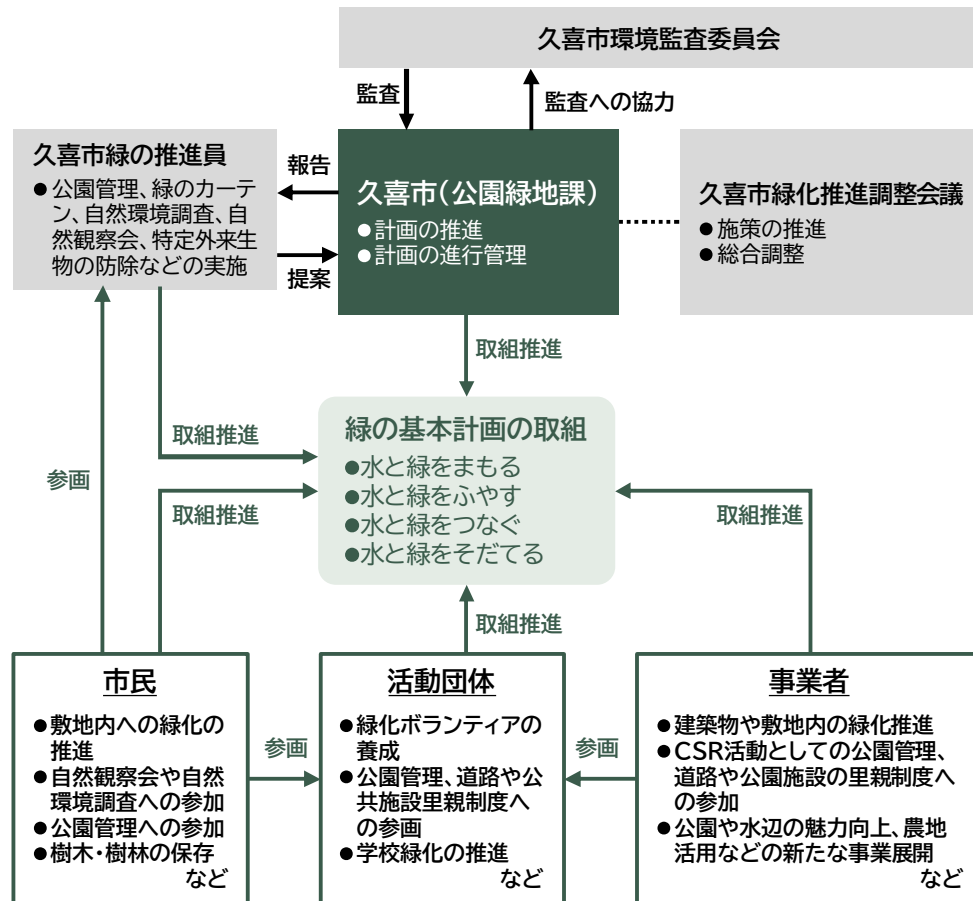


5.1 推進体制

計画の推進にあたっては、市、市民、活動団体、企業などがそれぞれできることを行っていくことが必要です。

緑の基本計画の策定にあたり開催したワークショップでも多くの参加者から緑の保全や緑化推進の取組に参加したいというご意見を頂きました。

また、緑の基本計画のPDCAにも携わりたいとの声もあったことから、緑化の推進役という役割だけでなく、市民が進行管理へ参画できる推進体制を検討・構築します。



■推進体制イメージ

5.2 計画の進行管理

本計画については、10年間の計画ですが、近年の社会情勢の変化に柔軟に対応していくことが求められます。

そのため、計画目標については毎年度モニタリングを実施し、施策の実施状況を把握します。

中間時(5年後)には、中間目標の達成状況を把握し、施策の改善の必要性について検討します。

このようなプロセスを通じて、計画の進行管理を行っていきことで基本理念、基本方針に基づく施策展開を着実にやっていきます。



■PDCAサイクル



久喜市
Kuki City